

## 新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度 中間案に 寄せられた意見と意見に対する考え方について

○意見総数：439件 ※説明会における意見を含む

### 1 制度全般に関するもの（太陽光発電に対する不安や懸念についての意見を含む）（306件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	太陽光パネルの設置は、パネルの破損や将来的な雨漏りのリスク、火災発生時の消火活動への影響、および景観・美観上の問題を生じる可能性がある。これらのリスクを懸念し、パネルを載せたくないという建主の意思を、義務化によって強制することは不当であり、個人の選択の自由を侵害する。	市域の温室効果ガス排出量は、市民・事業者の皆様の省エネ等の取り組みにより減少傾向にありますが、このままのペースで削減が進んだ場合、2030年度の排出量は536万トンと見込まれ、2030年度の削減目標である排出量412万トンを確実に達成するためには、さらなる削減の取り組みが必要です。また2050年カーボンニュートラルに向けても、再生可能エネルギー導入の加速化は急務かつ不可欠であり、本制度の実施により市民や事業者の皆様にご負担が生じることは認識しておりますが、必要な施策であると考えております。また本制度では、ハウスメーカー等に一定の取り組みを義務付けますが、すべての建物に設置を求めるのではなく、設置しない住宅も販売可能とするなど柔軟な仕組みとしております。
2	どうして義務化されなければいけないのか、理解できない。選ぶ権利が市民にないのは困るし、きちんととした理解を得られないまま、市民に負担を押し付けられる形になるのは納得いかない。	一方、本制度を実効性のあるものとするためには、実際に太陽光発電を導入する市民の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入のメリット等についてご理解いただくことが重要と考えております。また、市民の皆様の中には、太陽光発電設備の安全性に対する不安をお持ちの方がいらっしゃることも認識しており、市民の皆様が安全に、かつ安心して太陽光発電を利用できるよう、引き続き丁寧な周知に努めるとともに、安全面の確保や人権配慮など、太陽光発電の導入にあたり、対象事業者に対して遵守を求める内容を明示してまいります。
3	パネルの破損、将来の雨漏りリスク、美観上の懸念などから「載せたくない」と考える建主の自由な意思を制限することは不当である。環境対策の重要性は認めるが、その手段が個人の権利や自由を不当に侵害してはならない。	
4	再生可能エネルギーの推進という目的は理解するが、市民の暮らしや安全、倫理的責任を軽んじたまま、拙速に進められていると感じる。最終的に費用を負担し、契約や維持管理の責任を負うのは市民である。	
5	再生可能エネルギーの推進は大切だが、それが市民の生活を脅かし、倫理や安全をないがしろにする形であってはならない。行政には、市民一人ひとりの声に耳を傾け、現場の不安を真摯に受け止める責任がある。仙台市が「誰のための政策か」を原点から問い直し、より公平で安全、そして誇りを持てるエネルギー政策を改めて構築されることを強く求める。	
6	コストや安全、人権、リサイクルなど、多くの課題が残されている。市民に負担を強いる前に、こうした問題をしっかりと整理し、まずは制度を整えてから進めるべき。災害時の安全確保や浸水区域の除外、人権への配慮、廃棄パネルの扱いなど、実態に即した見直しを求める。	
7	義務ではなく、載せたいか載せたくないのか選べるなら、制度化と言って欲しい。	
8	クリーンなエネルギーだからといって、新築に強制するのは、やりたくない人にとっては不公平だと思う。	
9	強制的に設置されたパネルや高断熱仕様による外観変更が、統一感のある街並みを壊し、地域全体の不動産価値を下げる恐れがある。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
10	<p>制度導入に反対。世界のCO2排出量から見れば微々たる仙台市だけの取り組みによって何を目指しているのか、市民に負担を求めてまで制度導入する意義を明示すべき。仙台市が先行することで世界中を巻き込むことができるとは到底思えない。仮に制度導入するとしても、国全体で行うべきもの。また、太陽光パネル設置のコストメリットや断熱化の健康面や快適性は、市民に押し付けるものではなく、それを選択するかどうかは個々の考え方次第である。義務化する理由にならない。</p>	<p>市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はあります、本制度は本市が目標に掲げるCO2排出量削減に必要な施策であるとともに、こうした取り組みの一つ一つが国や国際社会が目指す脱炭素社会の実現にも資するものと考えております。また国は、本年4月から全ての新築住宅に断熱や省エネ基準の適合を義務化しており、本制度はこれを加速させるものです。</p>
11	<p>世界のCO2排出量の内、中国米国インドの三ヵ国で50%以上を占める現状でわずか2.9%の我が国の単一県においてこのような施策を行う費用対効果に疑問しかねない。太陽光パネルも多くが中国製だろうから安全性の面でも疑念を持たざるを得ない。また廃棄方法はどうするのか。気候的にも積雪や梅雨などの日照時間などの点で有効とも思えない。</p>	<p>一方、本制度は、いわゆる大手ハウスメーカー等を対象としたものであり、すべての新築住宅に太陽光発電の導入や高断熱化を義務付けるものではありません。また、市民の皆様の中には、太陽光発電設備の安全性に対する不安をお持ちの方がいらっしゃることも認識しております。エンドユーザーである市民の皆様に太陽光パネル導入を前向きにご検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリットのほか、災害や廃棄時の留意点など、太陽光発電や断熱等に関する正しい情報を知っていただくことが重要であると考えております。今後、市民の皆様が理解しやすい周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
12	<p>制度制定の前提条件を「気候変動」「温暖化ガス」の影響を回避するためとしているが、米国やEU加盟の多くの国々他が、これらに関わる政策を既に転換した。この制度は一時棚上げし、世界情勢を調査し、その結果を勘案しながら市民に最もよい方法を示し、意見を求めて良いのではないか。</p>	<p>また、市民の皆様が安全に、かつ安心して太陽光発電を利用できるよう、安全面の確保など、太陽光発電の導入にあたり、対象事業者に対して遵守を求める内容を明示してまいります。</p>
13	<p>太陽光発電（風力等含む、環境を破壊する偽エコ発電）からの脱却をベースに考えていかなければならない。太陽光発電はそもそもに人体への影響も伴っているという考え方も存在している。街に溢れる電気による過度なストレスは、人の免疫に異常をきたすだけではなく、その精神状態を健全ではないものしてしまうことがある。</p>	
14	<p>再エネ付加金など、県民の生活を圧迫するものであり、自然破壊、リサイクルの問題、火災の問題、そして、景観の問題どれをとっても県民の利益となっているとは到底思えない。</p>	
15	<p>太陽光パネルについて、高額な導入コストやメンテナンス費用、廃棄方法の懸念、ヒートアイランド、気温上昇、光害、電磁波、有害物質の暴露等が心配。私の場合は化学物質過敏症であり電磁波にも弱い。そのような人や日照時間が少ないなど設置が難しい人への対応も明記してほしい。</p>	
16	<p>太陽光発電は必要か。電磁波が強く出ると言われております、太陽光発電は絶対ダメと言っている医者もいる。又、太陽光発電事業は利権の匂いしかしない。県民の健康や考えを無視して一部の誰かが得するシステムはもううんざり。高断熱についてもやりたい個人に任せて良いのではないか。子ども達に恥じない政策をお願いする。</p>	
17	<p>義務化する理由がわからない。いろんな考え方の方、いろんな体質の方もいるので、義務化せずにこれまで通り選択できるままあって欲しい。</p>	
18	<p>高断熱高気密は化学物質過敏症に大敵である。壁紙や建材等から揮発する化学物質は高気密だと室内に留まりやすく、シックハウスの元になる。停電時は換気が止まり症状が出る方もいると聞く。そのような人や閉塞空間が苦手など導入が難しい人への対応も明記してほしい。好きな家に自由に住まわせてほしい。義務化は遠慮願いたい。</p>	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
19	そもそも義務化が必要なのか。“環境都市仙台”と私達が誇れるくらい振り切って、自然と共生した環境配慮の街に本気でリデザインしてほしい。再エネ導入はなんのためなのか、利益のためでなく山のメガソーラー乱立の二の舞にならないよう、行政が企業と地元と密に連携して未来を見据えて確実に慎重に歩みを進めてほしい。	市域の温室効果ガス排出量は、市民・事業者の皆様の省エネ等の取り組みにより減少傾向にありますが、このままのペースで削減が進んだ場合、2030年度の排出量は536万トンと見込まれ、2030年度の削減目標である排出量412万トンを確実に達成するためには、さらなる削減の取り組みが必要です。また2050年カーボンニュートラルに向けても、再生可能エネルギー導入の加速化は急務かつ不可欠であり、本制度の実施により市民や事業者の皆様にご負担が生じることは認識しておりますが、必要な施策であると考えております。
20	耐用年数などが考慮されていない。また自然災害があつた際のリスクが大きすぎる。そもそも必要ない。	
21	太陽光発電導入の目的は理解するが、現行の中間案では、製造・設置・廃棄に至る全ライフサイクルでの環境負荷や毒性リスクが十分に考慮されていない。製造時には大量のエネルギーや化学薬品が使用され、鉛やカドミウムを含む部材も存在する。台風や豪雪による破損、インバータ交換などの維持費、事業者撤退時のメンテナンス不安も無視できない。廃棄・リサイクル体制も全国的に未整備で、寿命を迎えたパネルが新たな環境汚染源となる懸念もある。これらのリスクや費用が最終的に市民へ転嫁される可能性を踏まえ、慎重に施策を検討すべきである。	一方、市民の皆様の中には、太陽光発電設備の安全性に対する不安をお持ちの方がいらっしゃることも認識しております。エンドユーザーである市民の皆様に太陽光パネル導入を前向きにご検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリットのほか、災害や廃棄時の留意点など、太陽光発電に関する正しい情報を知っていただくことが重要であると考えております。今後、市民の皆様が理解しやすいよう周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。また、市民の皆様が安全に、かつ安心して太陽光発電を利用できるよう、安全面の確保など、太陽光発電の導入にあたり、対象事業者に対して遵守を求める内容を明示してまいります。
22	日射に依存する太陽光発電を主要な気候変動対策として推進することは、整合性を欠くように感じる。また強風や豪雨による設備損傷や飛散といったリスクも増す。さらに、パネルの製造・輸送・設置・廃棄に伴うCO2排出にも言及すべき。これらの工程には多くのエネルギーが必要で、結果として相当の排出を伴う。発電時の排出ゼロだけを強調するのは一面的であり、ライフサイクル全体での環境負荷を示さなければ、市民が納得をもって導入を検討することは難しいと感じる。	併せて、市民の皆様の負担を軽減し、導入を促進するための補助金についても具体的な検討を進めてまいります。
23	現状、太陽光パネルの多くは中国製であり、経済的・安全保障上の依存構造が深まっている。さらに、寿命後のリサイクルや廃棄処理について出口戦略が示されておらず、環境負荷を後世に先送りする危険がある。もし本制度を導入するのであれば、将来の廃棄費用に備えた積立金制度を義務付け、製造から廃棄までを含めた全体のCO2排出量を評価すべき。	
24	太陽光発電の廃棄方法が決まってないのでなぜ設置するのかメリットが分からない。市民のためとは思えないでの反対。昨今毎日のように熊が目撲され、太陽光パネルとの関連も指摘する声があり、国会議員の中からも再生可能エネルギーは限界という声もある。さらに建築資材や人件費高騰の中で、物価高で苦しむ市民にさらに負担をかける政策を行おうとしているのが理解に苦しむ。大型台風が来てパネルが吹っ飛んだりしたらどうするのか。とにかく市民にメリットが全く無いと考えるので条例改正しないでほしい。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
25	新築の住宅に太陽光パネルを取り付けて、耐用年数がきて取り外す場合、処分方法は決まっているのか。またその場合の処分費用はどのくらいの金額になるのか。火災が起きた場合の対策は出来ているのか。太陽光パネルは一度火災が起きると消せないと聞いたことがある。それらのことがはっきり決まっていないのなら、この制度は進めるべきではないと思う。すべての物価が高騰している折、住宅の建設にさらに金額が上乗せされるのはいかがなものか。	市域の温室効果ガス排出量は、市民・事業者の皆様の省エネ等の取り組みにより減少傾向にありますが、このままのペースで削減が進んだ場合、2030年度の排出量は536万トンと見込まれ、2030年度の削減目標である排出量412万トンを確実に達成するためには、さらなる削減の取り組みが必要です。また2050年カーボンニュートラルに向けても、再生可能エネルギー導入の加速化は急務かつ不可欠であり、本制度の実施により市民や事業者の皆様にご負担が生じることは認識しておりますが、必要な施策であると考えております。また太陽光発電の導入促進は、防災力の向上にも有効と考えております。
26	有事の安心と国防上の安全の観点でパネル促進をするなら賛成できる。そのための条件として、①国内産業の育成のために、日本企業のパネルには資金を投資し、海外製パネルおよび外資系企業の国内製造には補助金を出さない制度設計をする。②照り返しや発熱、火災時の消火、周囲の景観などを十分に考慮し、自然や街並みに調和したカタチでの普及を促進する。③使用後の処分方法まで明示し、市民の安心を担保する。	一方、市民の皆様の中には、太陽光発電設備の安全性に対する不安をお持ちの方がいらっしゃることも認識しております。エンドユーザーである市民の皆様に太陽光パネル導入を前向きにご検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリットのほか、災害や廃棄時の留意点など、太陽光発電に関する正しい情報を知っていただくことが重要であると考えており、今後、市民の皆様が理解しやすいよう周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。また、市民の皆様が安全に、かつ安心して太陽光発電を利用できるよう、安全面の確保など、太陽光発電の導入にあたり、対象事業者に対して遵守を求める内容を明示してまいります。
27	近年、市域の排出量は確実に減少しており、すでに高効率化・省エネ化が進んでおり、その中でさらに急激な削減を求めるることは、産業活動や地域経済の健全な発展を阻害しかねない。日本は既に世界でも類を見ないレベルで脱炭素に取り組んできた国であり、これ以上の削減を国内だけで追求するよりも、培った技術とノウハウを海外の大排出国に広げていくことこそ、眞に効果的な脱炭素化の道ではないか。	併せて、市民の皆様の負担を軽減し、導入を促進するための補助金についても具体的な検討を進めてまいります。なお、太陽光パネルの廃棄については、産業廃棄物として適正に処理することとされており、処理費用は20万円程度と見込んでおります。
28	本制度の太陽光発電導入義務化は、サプライチェーンの過度な特定国（中国）依存を招き、仙台市のエネルギー及び経済の安定性を脅かすため強く反対する。	
29	今年5月、アメリカで中国製の太陽光発電システムの一部に、正体不明の通信機器が組み込まれているのが見つかったというニュースが話題になった。そういうリスクに関してはどう考えるのか。太陽光パネルなどの業者が儲かるだけの政策には絶対にやめてほしい。	
30	義務化による初期費用の増加は、特に初めてマイホームを持つ若年層夫婦や借家層から持ち家へ移行する世帯にとって、住宅取得の大きな障壁となる。長期的には経済的メリットがあるとしても、ローンの借入額には年収に応じた上限があり、今後持ち家を担う若い世代の負担増は、仙台市での新築を断念させ、「市外流出」を加速させる懸念がある。	本制度は、市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はありますが、脱炭素社会の実現に向けては再生可能エネルギー導入の加速は不可欠であり、必要な施策と考えております。
31	大反対。どの位の益をもたらすかや修理や廃棄の諸々の説明もできずに進めようとするのは一部の人間の利権のためだけに押し進めているとしか思えない。仙台市で家を建てようとする人が減り、市外へ若者が流出するだけである。	太陽光発電の導入等により、住宅価格全体は増加するものの、光熱費の削減効果等により、ローンと合わせた毎月の支払額は削減できると試算しております。併せて、市民の皆様の負担を軽減するための補助制度についても具体的な検討を進めているところです。
32	住宅価格が高騰している中で、太陽光パネルの設置費用を上乗せするのは、特に若い世代や子育て世帯にとって大きな負担である。家計への影響を具体的に示し、どの程度の人が支払い可能なのかを明らかにしてから進めるべき。公平な制度設計を求める。	また、初期費用をかけずに太陽光パネルを導入する手法もありますことから、こうした点も併せて周知することで、市民・事業者の皆様の理解が得られるよう、取り組んでまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
33	仙台市内は近年、建築資材や人件費の高騰、地価上昇が進んでおり、特に若年世帯や子育て世代にとっては、住宅取得費の増大が深刻な問題となっている。そのような中で、新築時に太陽光パネルの設置を制度的に促すことは、住宅取得のハードルを一層高め、近隣の自治体への人口流出に拍車をかけることになる。	本制度は、市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はありますが、脱炭素社会の実現に向けては再生可能エネルギー導入の加速は不可欠であり、必要な施策と考えております。太陽光発電の導入等により、住宅価格全体は増加するものの、光熱費の削減効果等により、ローンと合わせた毎月の支払額は削減できると試算しております。併せて、市民の皆様の負担を軽減するための補助制度についても具体的な検討を進めているところです。また、初期費用をかけずに太陽光パネルを導入する手法もありますことから、こうした点も併せて周知することで、市民・事業者の皆様の理解が得られるよう、取り組んでまいります。
34	費用負担できる世帯とできない世帯の差が広がり、結果として住宅取得層の格差や地域コミュニティの分断を生む。	
35	太陽光義務化は、持ち家を建てる人にだけ負担を課す制度になりかねない。賃貸住宅や集合住宅、低所得層にも公平に恩恵が届く仕組みにしてほしい。補助や支援の方法をもっと柔軟に考えてもらいたい。	
36	太陽光パネルのコスト回収期間は13年程度と試算しているが、住宅ローン返済・教育費などが重なる世帯にとっては極めて長期である。また前提となるFITの買取価格は年々下がり続けている。発電効率低下やメンテナンス費用、交換費用といった要素も長期的な採算性を不確実にする要因であり、慎重な検証が求められる。	
37	太陽光発電や高断熱仕様の導入は、環境面でのメリットは理解するが、初期費用の増加が家計に与える影響は大きく、補助金があっても負担感は残る。制度の導入により、住宅価格が上昇することへの懸念がある。	
38	建築コストが上昇し、最終的には住宅購入者に負担が転嫁される可能性が高いという課題がある。	
39	人件費の上昇や部材等の価格高騰が続いている中で、新たにパネル設置費用が住宅価格の上乗せされることにより、新築住宅等のさらなる価格高騰を招き施主の経済負担が増え、ひいては賃貸利用者の賃料の増加が想定される。さらに設置後の定期的なメンテナンス費用が新たに発生する。	
40	本制度により市内の住宅供給において大きな割合を占める建売住宅の販売価格が上昇し、売却に要する期間が長くなることが考えられ、太陽光発電設備が有効に利用されない「遊休期間」も長くなる。設備活用の観点から非効率であり、また設備導入コストを価格に転嫁することで、消費者の住宅取得を遅らせることにもつながる。	
41	太陽光パネルの設置費用は約100万円超なのに、節約できる電気代は約50万円とも言われており、その差額を再エネ賦課金として電気代に上乗せされ国民全員が負担させられている。自治体の補助金で設置できたとしても、それは結局関係ない人たちの税金で賄っているだけだと思う。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
42	物価高が落ち着き、建築資材・労務費が安定化する時期を見極め、義務化導入を段階的にすべき。	本制度は、市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はありますが、脱炭素社会の実現は待ったなしの状況であり、また2030年度の温室効果ガス削減目標を確実に達成するためにも、できるだけ早期に実施する必要があると考えております。
43	最初からすべての建築に適用するのではなく、優先区域・先導事業を設けて制度効果を検証する形とすべき。	本制度の検討にあたっては、昨年度と今年度にそれぞれ、制度の対象になることが想定されるハウスメーカー等50～60者を個別に訪問し、ご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。今後も機会をとらえて皆様のご意見を伺うとともに、今後の制度運用や社会状況の変化等に応じて適宜制度を見直すなど、丁寧に進めてまいります。
44	制度導入初期は、モデル地区や先導実証事業を通じて効果検証と調整を行い、得られた知見に基づく制度設計の見直しを前提条件とすべき。	
45	高市政権に変わって太陽光発電をどれくらい推進するのか見直しの機運が高まっているように感じられる。仙台市が先行してこのような取り組みをする必要があるのか疑問である。国の義務化に合わせるとかもう1年様子を見てみるとかの方が良いのではないか。	
46	仙台市として、制度の意義と概要について、しっかりと周知してもらいたい。お客様からなぜ「太陽光を載せる必要があるのか」と質問されないよう周知が必要である。	市民の皆様の中には、太陽光発電に關しご不安をお持ちの方がいらっしゃることは認識しております。本制度は、いわゆる大手ハウスメーカー等に、一定の取り組みを義務付けるものですが、エンドユーザーである市民の皆様に太陽光パネル導入を前向きにご検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリットのほか、災害や廃棄時の留意点など、太陽光発電に関する正しい情報を知つていただくことが重要であると考えております。このため、今後、市民の皆様が理解しやすいよう周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。
47	市のホームページに載ってる説明内容がかなりわかりづらい。あれでは一般市民が理解するのは難しいし、読みにくくて、理解する前に読むことをあきらめてしまう。	
48	制度導入の背景及び目的の部分には、住民のメリット（省エネによる長期的に見たコスト削減、健康面への好影響）についても記載したほうがいいと思う。	
49	説明会の資料について、災害時等における感電以外にも留意しなければならない事項やデメリットをもれなく提示してほしい。	
50	市民が長期間、安心して設備を利用し、制度を持続可能とするため、対象事業者に対し、建設依頼者への説明責任を明記することを求める。説明内容には、太陽光発電導入のメリットだけでなく、定期的な点検の必要性や機器交換の時期とその費用、将来的なパネルの廃棄・撤去費用、積雪、台風、ひょうなどによる破損リスクと火災保険等の適用条件の説明など、長期的な負担・リスクも必ず含めるよう規定すべきである。	
51	施主が設備選定や導入方式を判断する際に、制度の内容や選択肢の違いを正しく理解できるよう、行政からの情報提供を充実させてもらいたい。導入方式ごとの比較や事例紹介、補助金の適用条件などを分かりやすく提示することで、制度の実効性と市民の納得感が高まると考える。	
52	制度の内容や対象事業者の選定基準、補助金の適用条件などについて、施主に対しても分かりやすく説明されることが重要。住宅購入は人生の大きな決断であり、制度の影響を正しく理解できるよう、行政からの情報提供を充実させてほしい。	
53	太陽光発電導入、高断熱化促進のメリット・デメリットを広くくまなく市民に分かりやすく伝え、導入費用の補助を充実させ、市民の理解を深めてもらいたい。	
54	反対の方は「強制」なのだ、などと誤解している方もいると思うので、反対の意見については、その「中身」をよく見てほしい。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
55	建築物の省エネ化・断熱化の重要性をさらに広めてほしい。	本制度は、いわゆる大手ハウスメーカー等に、一定の取り組みを義務付けるものですが、エンドユーザーである市民の皆様に太陽光パネル導入を前向きにご検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリットについてもを知っています。このため、今後、市民の皆様が理解しやすいよう周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。
56	市民へのメリットの周知について力を入れてほしい。	
57	電気代が高騰する中、電気代削減にもなる効果を広めてほしい。	
58	市民へ再エネ・省エネのメリットを周知してほしい。 自治体によるメリット発信でもっと広まると思う。	
59	太陽光パネルと高断熱化は健康面や快適性にメリットがある。子どもの成長や学習能力への関連性、高齢者の介護予防などの効果を広めてほしい。	
60	ぜひ市民がわかりやすいよう、一元化された情報提供をお願いしたい。	
61	市民へ再エネ・省エネのメリットを周知してほしい。	
62	良い制度なので、市民への周知を積極的にして、脱炭素への機運を盛り上げてほしい。	
63	制度対象となる大手ハウスメーカー等への働きかけや、メリット理解促進を積極的にしてほしい。	
64	仙台市における太陽光発電設備の設置数は、現在の補助金や啓発といった任意参加型の政策下でも着実に増加し続けている。既存の政策に一定の効果が見られ、市民の自発的な取り組みが継続している状況において、個人の財産権や選択の自由を制約する義務化という最も強力な規制手段を、急に導入することは不当である。行政は、まず現行のインセンティブ政策の規模をさらに拡大し、情報提供を徹底することで、市民の自発的な行動を最大限に引き出す努力を優先すべき。	本市では、これまで、家庭向けに様々な補助事業や省エネ等の啓発事業などに取り組んできたところであり、市域の温室効果ガス排出量は、着実に減少していますが、このままのペースで削減が進んだ場合、2030年度の排出量は536万トンと見込まれ、2030年度の削減目標である排出量412万トンを確実に達成するためには、さらなる削減の取り組みが必要です。また2050年カーボンニュートラルに向けても、市民の皆様に再生可能エネルギーを一層導入していただく必要がありますが、こうした啓発や補助のみでは限界があるため、取り組みを推し進める新たな制度の導入が必要と考えています。
65	住宅価格の高騰につながり、若年層・子育て世帯・低所得者層が仙台市内に住宅を持つことをあきらめ、周辺市町村への流出を助長することにつながる。事業者毎の目標設定は設けず、太陽光発電設置に関わる助成・誘導策によって建主が自発的に選択できるような取組みが必要と考える。	太陽光発電の導入等により、住宅価格全体は増加するものの、光熱費の削減効果等により、ローンと合わせた毎月の支払額は削減できると試算しております。併せて、市民の皆様の負担を軽減するための補助制度についても具体的な検討を進めているところです。また、初期費用をかけずに太陽光パネルを導入する手法もありますことから、こうした点も併せて周知することで、市民・事業者の皆様の理解が得られるよう、取り組んでまいります。
66	住宅価格の高騰に加えて太陽光設置費用を上乗せすれば、特に若い世代や子育て家庭の住宅取得はさらに困難になる。電気料金の高騰や再エネ賦課金も家計を圧迫しており、今の仙台で新たな経済的義務を課す余裕はない。低所得層や賃貸住宅世帯への配慮が欠けたままでは、不公平が拡大するだけである。義務化ではなく、所得や住宅形態に応じた支援・補助策を優先すべきである。	
67	温暖化対策という全市民の利益のためのコストを、住宅価格の高騰に苦しむ「今後新築する限られた市民」という特定の層のみに強制的に負担させるのは、世代間・市民間の公平性を著しく欠いている。公共の利益のための費用負担は、広く市税や国費によって賄うか、全市民が公平に分担するインセンティブ策で進めるべきである。	
68	環境政策は、市場の自律的な変化を促す「インセンティブ設計」によって進めることができ、行政が過度に介入することは避けるべきである。仙台市としても、制度による義務付けよりも、補助金・融資支援・情報提供といった「誘導型政策」への転換を検討すべき。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
69	本制度は、効果が明確で持続性の高い「高断熱化・省エネ」と、経済合理性が市場変動に依存し、初期費用負担が大きい「太陽光発電」という性質が異なる二つの政策を一律に義務化しようとしている。政策の透明性と市民合意の形成を確保するため、それぞれ個別の制度として、法的・経済的根拠に基づいた議論を行うべきである。太陽光発電の義務化は、断熱義務化によってもなお不足するCO2削減量を定量的に示し、補助金や税制優遇といったインセンティブ政策では達成不能であることを明確なデータで証明すべきである。	本市では、様々な補助事業や啓発等により、太陽光発電の導入や断熱・省エネ化を推進してきたところです。一方、2030年度の温室効果ガス削減目標の確実な達成や、その先の2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、これらの取り組みを加速させる必要がありますが、こうした補助や啓発のみでは限界があり、太陽光発電の導入と断熱化を両輪で推し進める本制度が必要と考えております。 なお、本制度によるCO2削減効果は、仮に2027年度から2030年度までの4年間の効果として試算した場合、太陽光発電の導入による削減量が約1.8万トン、省エネ・断熱による削減量が約2.3万トンと見込まれ、太陽光発電の導入と省エネ・断熱のいずれの取り組みも、市域の温室効果ガス削減に大きく寄与するものと考えております。
70	市は、太陽光パネルの設置義務化に比べて、より多くの削減効果が見込める断熱・省エネの施策を優先すべく独立した条例案として個別に議論を進めるべきである。	
71	「建築物の脱炭素化」として太陽光発電導入と高断熱化を並列で推進する構成には、目的の混在を感じる。高断熱化は、建物のエネルギー消費を抑える確実な省エネ施策であり、健康や快適性の向上にも直結する。一方、太陽光発電は気象条件に左右され、発電量が不安定であるため、火力発電などのバックアップ電源を常時維持する必要がある。また、パネル製造・輸送・廃棄に伴う環境負荷も軽視できない。高断熱化は賛成するが、太陽光発電導入を同列に扱うのは適切でない。	
72	太陽光発電の導入と高断熱化が同列に扱われているが、両者の性質は大きく異なる。高断熱化は確実な省エネ効果と健康・快適性の向上が見込める一方、太陽光発電は発電が天候に左右され、バックアップ電源の維持やパネル製造時のCO2排出を考慮すると、実質的な脱炭素効果は限定的である。制度導入を検討するにあたっては、感情的なスローガンではなく、実効性・持続性・費用対効果を基準とすべき。高断熱化こそ、現実的かつ普遍的な脱炭素への第一歩と考える。	
73	省エネ・断熱性能と太陽光の設置をあわせた施策で住宅の価値を底上げするよい施策だと思う。応援している。	
74	電気代が高騰する中、電気代削減にもなり、仙台市内のエネルギー自給率向上につながる。太陽光パネルと高断熱化により、健康面や快適性も向上されるため、本制度をぜひ進めてほしい。	
75	冬暖かく暮らせる高断熱の家は、快適で健康によく、省エネにもなるため、気候変動対策としても有効である。寒い家は、血圧上昇や喘息の症状、メンタルヘルスの悪さと関連があり、冬季の死亡率と罹患率の増加の一因であるというデメリットがある。制度導入により、これらのデメリットが減少し、快適で健康的な暮らしを実現できる点は、強調しても良いと思う。	
76	再生可能エネルギー設置と高断熱化を同時に進めるのはあらゆる面からみて理にかなっている。まず健康面について、太陽光パネルを設置した家の高齢者は熱中症が減るとの調査結果が出ており、高断熱化は疾病予防や熱中症予防など、多くの効果があることがわかつている。またエネルギー自給率を上げ、光熱費を抑え、域外へのコスト流出を防ぐことにもつながる。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
77	再生可能エネルギーへの移行が待ったなしの中、山地を開発しない建築物への太陽光発電設置は非常に重要である。仙台市の温室効果ガス削減目標を達成するためにも必要な施策と考える。	脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大が喫緊の課題となる中、自然環境への影響が大きい大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進していくことが重要であり、取り組みを一層加速させるため、本制度の導入が必要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、メリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
78	山地を開発しない建築物への太陽光発電設置を促進する制度は、気候変動対策としても健康面や防災面でも非常に重要だと考える。	
79	新規建築物への太陽光発電の設置義務化に対して、これからも推進していく欲しい。山を切り開いてのメガソーラー設置は温暖化対策とは逆行しているが、屋根にかける太陽光発電は、小さくてローインパクトで環境を破壊しない。また防災面でもメリットがある。	
80	気候危機が深刻化する中、二酸化炭素排出を減らすには、省エネと再エネを進める必要がある。そのうち再エネでは、屋根置き太陽光がポテンシャルもあり、森や山に設置するソーラーよりも、環境負荷が小さいので、義務化をすることに賛成である。	
81	今年の夏もとても暑く、その深刻さは年々加速しており、再生可能エネルギーと省エネを同時に進めることが気候変動対策にとって必要不可欠である。野建てのメガソーラーが話題になっているが、まずは設置できる屋根には太陽光発電を設置していく、設置促進されるような仕組みが作られることを期待している。	
82	山林へのメガソーラー設置が温暖化対策・CO2削減という観点からみて理に反していることは周知の事実である。現在は高効率の太陽光パネルも開発されてきている。経済性や効率性を優先させる時代はもう終わり、私たちの地球を守るための選択をする時が来ている。	
83	メガソーラーの自然破壊の悪いイメージから再エネ自体を悪いものと誤認されるケースが増えているが、脱炭素化に向けては、施設屋上へのソーラーパネルの設置は最も有効な手段だと思う。仙台から良い事例を広めて行ってほしい。	
84	是非このまま進めてほしい。また、断熱に関しても酷暑における「保冷」と言う観点からも進めてほしい。メガソーラーではないCO2削減と発電と言う代替案を全国に広げる一助となって欲しいと思う。	
85	環境破壊型や近隣住民に合意をとらないメガソーラーは反対だが、仙台の太陽光促進は応援している。	
86	国の義務化よりも前倒しでの実施を計画されていることは素晴らしい。制度検討の趣旨にある「大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進していくことが必要」ときちんと記載しているのも素晴らしい。	
87	「大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進していくことが重要」という部分に大いに共感する。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
88	無秩序なメガソーラーの乱開発には反対だが、屋根置きは別の話。気候市民会議でも大きな成果を挙げた仙台市の英断に期待している。	脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大が喫緊の課題となる中、自然環境への影響が大きい大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進していくことが重要であり、取り組みを一層加速させるため、本制度の導入が必要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、メリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
89	森林伐採を伴うようなメガソーラーなどによって、太陽光発電全体についての風当たりが強くなってしまっている中、メガソーラーではなく屋根置きの太陽光発電の促進制度を進めていることに応援している。	
90	気候変動は経済や生命に影響を及ぼしており、世界の流れとして脱炭素の政策は必須とされている。至る所でメガソーラーの開発計画も出ているが、炭素を固定してくれる森林を壊し、地域の方の暮らしに影響が生じる。そして利益は地域に還元されず、開発企業だけが儲かるため、大規模なメガソーラーではなく、地域単位の対策をお願いする。	
91	樹木を切らずに済む屋根置きソーラーは杜の都らしいと思う。	
92	山地を開発しない建築物への太陽光発電設置は非常に重要。どんどん増やしてほしい。	
93	自然破壊を伴うメガソーラーと違い、建物へのソーラーパネルはとても大切な次世代のエネルギー対策だと考える。	
94	これからの中を生きる、より温暖化の影響を強く受ける将来世代のために、今社会を動かしている大人が危機感を共有して行動してほしい。関心が低いから、賛同が得られにくいかから、太陽光パネルに対するデマや反感を恐れて再エネを実施しないのは倫理観に反する。長期的な視野を持って取り組みをしてほしい。	近年の猛暑や自然災害の激甚化など、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素社会の実現は待ったなしと認識しております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコストの流出抑制を図るとともに、地域の防災力向上の観点からも効果的と考えております。
95	制度に賛同する。	市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入や省エネによる経済性・快適性等のメリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
96	屋根おきをぜひとも義務化してほしい。	
97	太陽光発電を増やすため、また次世代が生きることができる気候を残すために、重要・必要な制度だと思うので、進めてほしい。	
98	このような施策実施とともに、屋根置き太陽光パネルの重要性が広まり、メガソーラーに伴う太陽光パネルに対するネガティブなイメージで太陽光パネルを一括りにして反対運動をする人達の認識が変わっていってほしい。省エネ、光熱費節約、健康、防災の観点から、太陽光発電の導入と断熱化が全市民に届く取り組みを進めてほしい。	
99	賛成する。	
100	制度に賛成する。	
101	中間案に示された制度内容に賛同する。	
102	この制度のような、具体的な気候変動対策を政策としてひとつずつ実現していく事が、将来の気候変動に不安を持っている方へ、よりよい未来に向けて進んでいくという強いメッセージにもなり、不安の解消や励みにつながるので、ぜひ、進めてほしい。特に若い世代や子供たちのためになると思う。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
103	仙台市の温室効果ガス削減には必須の施策だと考える。たくさんの社会的波及効果もあり、やらない理由はないはずである。	
104	気候変動を止め、住む人の心身の健康のために進めてほしい。	
105	建築物の屋根への太陽光発電の導入推進、建築物の省エネ化・断熱化に賛成する。気候変動を止めるために普及を加速してほしい。	
106	太陽光パネルと高断熱化は健康面や快適性にメリットがあるので、どんどん進めてほしい。	
107	市内のエネルギー自給率向上につながり、地域経済、地域運営に寄与するので、進めてほしい。	
108	電気代が高騰する中、電気代削減にもなり、やらない理由はない。	
109	仙台市の温室効果ガス削減に貢献する。野心的な気候変動対策を仙台から始めてほしい。	
110	この制度は仙台市の温室効果ガス削減目標達成に最低限必要なものだと思うので、ぜひ前に進めてほしい。	
111	中間案には施策による効果の算定も記載されており、仙台市の2030年度、2050年度の温室効果ガス削減目標を達成するために必要な施策と考える。	
112	提案内容に賛成する。制度による温室効果ガス削減期待量4.2万トンは、環境省による資料によれば、仙台市の2022年の家庭部門排出量約160万トンの2.7%であり、有効な施策だと思う。	
113	年々異常気象の頻度が多くなっている中で、子どもの将来の地球環境がどうなってしまうのか心配。そんな中、今回の制度は、個人の住宅や、事業者の建物で再エネが進む取り組みになり、個人の意識も変わる。こういったことが標準的な取り組みになるためには必須の施策だと思う。	
114	気候変動の影響を強く感じるようになり、日に日に深刻化する状況の中、効率の良い建築物への再生可能エネルギーを促進する同案が必要不可欠であることはいうまでもない。	
115	エネルギー自給率を高め、火力発電に頼りすぎないために、再エネの普及は必須であり、本制度に賛成である。仙台市が、気候変動の現状や将来の被害予想について、啓蒙活動を行い、本制度の必要性について、市民に理解してもらうことも同時に進めてもらいたい。	
116	住宅・建築物のCO <sub>2</sub> 排出量が4割を占める仙台市において、断熱・省エネ・再エネの普及を促進する本制度は極めて有意義である。	
117	今制度化しなければ気候変動対策にも世界的な潮流にも間に合わない。仙台市が全国のお手本となってほしい。	
118	制度に賛成する。本来なら国が検討すべき施策だが、仙台市という基礎自治体がこのように積極的に太陽光発電の促進策を進めていく姿勢は多くの自治体が手本にできる。	
119	本制度は市内のエネルギー自給率向上につながる。また災害時のレジリエンスを高めてほしい。	近年の猛暑や自然災害の激甚化など、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素社会の実現は待ったなしと認識しております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコストの流出抑制を図るとともに、地域の防災力向上の観点からも有効です。さらに寒冷な本市において、住宅の断熱化を推進することは、省エネのみならず、健康で快適な生活環境を確保する観点からも重要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入や省エネによる経済性・快適性等のメリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
120	市内のエネルギー自給率向上につながり、海外の影響を受けないエネルギーの安心安全を実現できる。	
121	東京や川崎の前例が踏まえられた視点となっており、理解が得られやすいと考える。制度の対象となる大手ハウスメーカー等への働きかけや、健康面・防災面などのメリット理解促進を積極的にお願いしたい。	近年の猛暑や自然災害の激甚化など、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素社会の実現は待ったなしと認識しており、温室効果ガス削減に寄与する本制度の導入が必要と考えております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコストの流出抑制を図るとともに、地域の防災力向上の観点からも有効です。さらに寒冷な本市において、住宅の断熱化を推進することは、省エネのみならず、健康で快適な生活環境を確保する観点からも重要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
122	地球温暖化対策の基盤となり、地域経済への貢献、市民生活の向上にもつながる、本制度に賛成する。	
123	制度に賛成する。近年の電気代上昇には(気候変動の原因にもなる)天然ガスの高騰が絡んでいるので、一石二鳥である。	
124	屋根上太陽光の推進は、住み手にもメリットが多いのでは是非推進してもらいたい。	
125	電気自動車を所有している場合は蓄電池としても活用できるため、日中以外の時間帯の予備電源としても期待できる。自宅で発電し、消費し、蓄電できるようになるという屋根置き太陽光のメリットは、地震の多い国内で太陽光パネルを自宅に導入する際の後押しになると思う。	
126	温室効果ガス削減のため、再生可能エネルギーは必須。促進制度に強く賛成する。	
127	建築物への太陽光発電の設置に賛成する。	
128	賛成する。	
129	賛同する。メリットがデメリットを遥かに超えて大きく、しなかつたら施主が損して、地域、国、地球の損失になる。	
130	電気代が高騰する中、電気代削減にもなるし、市内のエネルギー自給率向上につながると思う。	
131	地球温暖化が進む昨今、具体的な脱炭素施策として非常に有効だと思う。先進的な取り組みとして、他自治体の見本にもなり、エネルギーの自給自足の促進になるので、ぜひ進めてほしい。	
132	新たな制度の導入に賛成する。海外からエネルギーを買うのではなく、エネルギーの地産地消は災害にも強い地域をつくるので、ぜひ実現されるようお願いする。	
133	東北の他県で建物への太陽光設置を進めるためにも、仙台で本制度を進めていただきたい。	
134	太陽光発電が広がれば、設置コストがもっと安くなり、かつ設置した家の電気代削減にもなると思う。防災にもつながる。	
135	太陽光発電のメリットは電気代の削減、環境への配慮「二酸化炭素の削減」、災害対策など色々ある。このようなメリットから太陽光発電の導入に賛成する。	
136	3. 11の震災の時には地域で太陽光発電の浴場を営む自営の方がいち早く太陽光発電で炊いたお風呂を提供してくれ助かった。温暖化が進む現在は事業所や住宅屋根やカーポートなど窓にも貼るパネルを設置する計画の促進を希望する。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
137	太陽光発電を普及させる制度に賛成する。	
138	気候変動が加速し、再生可能エネルギーへの移行が待ったなしだと思う。	
139	東京都、川崎市に続く促進制度に賛成する。	
140	制度に賛成する。	
141	建築物の屋根への太陽光発電の導入推進、建築物の省エネ化・断熱化に賛成。	近年の猛暑や自然災害の激甚化など、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素社会の実現は待ったなしと認識しております、温室効果ガス削減に寄与する本制度の導入が必要と考えております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコストの流出抑制を図るとともに、地域の防災力向上の観点からも有効です。さらに寒冷な本市において、住宅の断熱化を推進することは、省エネのみならず、健康で快適な生活環境を確保する観点からも重要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
142	太陽光パネルと高断熱化は健康面や快適性にメリットがある。	
143	新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度に賛成する。	
144	太陽光パネルと高断熱化は健康面や快適性にメリットがあるので制度に賛成する。	
145	市内のエネルギー自給率向上につながる。	
146	エネルギーの地産地消に繋がるので、ぜひそれをアピールしてほしい。	
147	日本の化石燃料購入費の削減になり、円安是正になる。	
148	新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度に賛成する。	
149	電気代が高騰する中、電気代削減にもなる。	
150	仙台市の温室効果ガス削減に貢献するので、制度に賛成する。	
151	東京都などに続く先進的な取組に敬意を表する。	
152	東京や川崎の前例を踏まえており理解が得られやすいものになっていると思う。	
153	制度に賛成。健康面や快適性にメリットがある。	
154	気候変動対策を進めるためにも、私たちや将来世代の安全で安心な暮らしを守るためにも非常に重要な制度である。太陽光発電は特に自然破壊型が問題しされ反対の声が多くなる一方で、脱炭素社会を実現し、あらゆる生命を守るために必要不可欠。屋根置き太陽光発電をはじめとする地域共生型の太陽光発電を普及させるための制度を一刻も早く施行してほしい。また、断熱は省エネの観点からも重要だが、私たちの健康にも大きなメリットがある。太陽光とあわせて進めてくれることを期待している。	
155	太陽光についてデマやフェイクニュースも多い。反対の方も多いようで、東京都や川崎市でも反対意見が多く寄せられた。今回も、そうなるかもしれないが、住民の幸せをいちばんに考えて、判断してほしい。	
156	気候変動の悪影響を緩和するために、必要だと思う。	
157	必要な施策だと思う。賛成する。	
158	本来なら、国がやるべきところを、仙台市に取り組んでいただき、感謝している。	
159	制度の中間案について、賛成する。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
160	市の施策による導入見込量の5割に相当するということで、本制度は仙台市の自給率向上、温室効果ガス削減に貢献すると思う。	近年の猛暑や自然災害の激甚化など、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素社会の実現は待ったなしと認識しており、温室効果ガス削減に寄与する本制度の導入が必要と考えております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコストの流出抑制を図るとともに、地域の防災力向上の観点からも有効です。さらに寒冷な本市において、住宅の断熱化を推進することは、省エネのみならず、健康で快適な生活環境を確保する観点からも重要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
161	様々な意見が寄せられると思うが、長期的な視点で未来世代のために、良き判断をしてほしい。応援している。	
162	仙台市の2030年度、2050年度の温室効果ガス削減目標を達成するために必要な施策と考える。	
163	説明録画を拝見し、資料を読むより頭に入ってきた。ぜひ、実現してほしい。	
164	太陽光パネルを設置した家の高齢者は電気代の心配をせずに安心して電気を使えるので熱中症が減るとの調査結果がある。断熱されればさらに効果的である。	
165	仙台市内のエネルギー自給率を上げ、光熱費を抑え、域外へのエネルギーコスト流出を防ぐことにもつながるはずで、やらない理由はないはずだ。	
166	仙台市という基礎自治体がこのように積極的に太陽光発電の促進策を進めていく姿勢は多くの自治体が手本にできる。	
167	地元経済にも良い影響を与えると思う。	
168	制度案、賛成する。説明の動画や概要も見やすく、分かりやすく、その丁寧な仕事が素晴らしいと思った。制度の導入と早期実現を応援している。	
169	エネルギー安全保障にプラスになる。	
170	日本の化石燃料購入費の削減になり、貿易赤字を減らす。	
171	仙台市からの化石燃料購入費を減らし地域自立につながる。	
172	今回の制度は、すでに他の自治体で設置義務化・標準化の対象になっている事業者が相当程度含まれていると思うが、仙台市で対応できる事業者をさらに拡大することは意義深いのでぜひ進めてほしい。	
173	太陽光に対するネガティブなイメージが広がっているように感じるが、(環境負荷が少ない)屋根置きなどの適切な太陽光発電は増やしていくべき。気候変動などの環境問題を解決するためには化石燃料を使用を大幅に減らす必要があるのでぜひ野心的な制度を早急に施行してほしい。	
174	日本の化石燃料購入費の削減になる。	
175	概要が書かれた資料には、色の違いをつけたり、図を使ったりと見やすく、さらに該当ページまで書いてあり、とても助かった。気候変動対策とこれから的生活に欠かせない本制度を進める関係者を応援している。	
176	再エネ地産地消を進めてほしい。	
177	制度に賛成する。地元経済にも良い影響を与えると思う。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
178	新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度は、エネルギー安全保障にプラスになる。	
179	中間案の段階で説明会を開催されており、丁寧にすすめているのがよく分かる。仙台市の脱炭素に大きく貢献し、同時に住民の健康度も上げるこの制度を、どうか実現してほしい。	
180	制度に賛成。日本の化石燃料購入費の削減になる。	
181	制度に賛成する。日本の化石燃料購入費の削減になり、貿易赤字を減らせる。	
182	日本の化石燃料購入費の削減になり、円安是正になる。	
183	気候危機が深刻化する昨今、必要な制度として賛成する。	
184	制度に賛成。化石燃料購入費を減らし、地域自立につながる。	
185	市内のエネルギー自給率向上にもつながるのでエネルギー安全保障としてもよく、仙台市の温室効果ガス削減に大きく貢献する制度だと思う。制度の実現を応援している。	
186	脱炭素だけでなく、市民の健康、経済面、地域経済にも資する。	
187	断熱等級を上げる方針を支持する。技術があるのに、今から新築でわざわざ快適ではない家を作る必要はない。国をリードする形で省エネを牽引してくださることに感謝する。	
188	大規模建築物については屋根上太陽光のインパクトが限定的なので、断熱含む省エネの基準を上げることがより重要だと考える。断熱・省エネ化をセットで求める方針を支持する。契約電力の再エネ切り替えなどの普及・促進を啓発することも合わせて進めてほしい。	
189	建築物の屋根への太陽光発電の導入推進、建築物の省エネ化・断熱化に賛成する。	
190	建築物の屋根への太陽光発電の導入推進と建築物の省エネ化・断熱化を含めているところは他の自治体も真似していきたいポイントだと思う。	
191	建築物の屋根への太陽光発電の導入推進、建築物の省エネ化・断熱化に賛成する。	
192	断熱施策も非常に省エネ対策として有効なので、進めてほしい。	
193	再生可能エネルギー設置と高断熱化を同時に進めるのは理にかなっていると思う。	
194	太陽光発電の導入、高断熱化どちらも賛成する。	
195	太陽光発電を設置した家の高齢者は熱中症の発生率が有意に少ないという調査結果がある。また、高断熱化は疾病予防やヒートショックの予防にとても効果がある。省エネと再エネを両輪で進める本制度は理にかなっていて、ほかの自治体も進めるべきだと考える。	
196	高断熱化は疾病予防や熱中症予防など、多くの効果があるはずだ。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
197	仙台は気温が低く、熱分野からの排出が大きいことを考えると、高断熱化は欠かせない。市民の健康向上のためにも必要だと思う。また、エネルギー消費分が太陽光発電で貯えると化石燃料の消費が減り、脱炭素にもつながる。	近年の猛暑や自然災害の激甚化など、地球温暖化が深刻化する中、脱炭素社会の実現は待ったなしと認識しております、温室効果ガス削減に寄与する本制度の導入が必要と考えております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコストの流出抑制を図るとともに、地域の防災力向上の観点からも有効です。さらに寒冷な本市において、住宅の断熱化を推進することは、省エネのみならず、健康で快適な生活環境を確保する観点からも重要と考えております。市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性、太陽光発電導入や省エネ化による経済性・快適性等のメリット等についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。
198	太陽光発電設備と高断熱化促進のどちらも、気候危機の時代とこれからに重要な施策であり、全国で進めるべき。	
199	太陽光パネルと高断熱化は健康面や快適性にメリットがあり、市内のエネルギー自給率向上につながるし電気代が高騰する中、電気代削減にもなる。仙台市の温室効果ガス削減に貢献する。	
200	他自治体がやっていない断熱性能への取り組みを仙台市が率先して実施することで、全国での気候変動への取り組みが加速すると思う。	
201	太陽光パネルと高断熱化は健康面や建物の快適性にメリットがある。建築物の省エネ化が進み、屋根置き太陽光が増えることは、災害時に自宅避難をする人の助けにもなると思うので、制度の実現をお願いする。	
202	太陽光義務化を早急に全力で進めてほしい。	
203	全面的に賛成する。私たちの次世代への責任として、速やかに実施すべきである。	
204	地球平均の温度上昇が産業革命前から1.6度を超えると連鎖反応によって、不可逆的に気温上昇が続いてしまう。また、連鎖反応には北極氷の溶解や南極の氷床の溶解、海流の流れの変化等が挙げられており、ティップィングポイントを超える事でその引き金が引かれる事になる。以上のことから、最大限のスピード感をもって取り組まなければならない。	
205	制度開始が2027年では気候危機対策が間に合わないので前倒しして制度導入をお願いする。	脱炭素社会の実現は待ったなしの状況であり、また2030年度の温室効果ガス削減目標を確実に達成するためにも、本制度は、できるだけ早期に実施する必要があると考えております。一方、市民の皆様への丁寧な周知や、事業者の皆様の準備期間等を考慮しますと、周知期間に1年は確保する必要があると考えており、本制度は、2027年度からの施行を想定しております。
206	制度開始が2027年では気候変動が止まらない。ティッピングポイントが来てからでは手遅れ。前倒しして制度を導入してほしい。	
207	2027年開始では気候変動を止めることができないので、前倒しして早期の制度導入をお願いする。	
208	建築物は一度立てると数十年使用するもの。建築時に高気密高断熱化を進めることができが市民への思いやりと言えると思う。市民の幸せのためにも2027年では遅いので早期の実施をお願いしたい。	
209	制度開始が2027年では気候危機対策が間に合わない。気候変動が激しくなるとあらゆることが影響を受け、暑さで命を落とす人も増えるはず。他の自治体に先行する仙台市の決断を支持するので、前倒しして制度導入をお願いしたい。	
210	この度の制度中間案につきまして、賛意を表明する。できることなら、2026年度の実施を検討してほしい。	
211	気候危機対策が間に合わないので前倒しして制度を導入してほしい。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
212	前倒しして制度の導入をお願いする。	
213	国より前倒しということで素晴らしいが、気候危機対策として大変時間がなく、間に合わない状況ではあるため、制度開始を2027年よりも早い段階でお願いしたい。	
214	2027年度施行はあるが、可能な限り前倒しの施行をお願いする。	
215	2027年の開始となっているが、周知期間は1年で良いでは。	
216	今後の予定に令和9年度に制度施行を予定とあるが、気候変動対策はまったくない状況であり、施行までの期間の短縮を求める。	
217	中間案に概ね賛成する。できれば基準量の上方修正と実施年の前倒しをお願いしたい。	
218	願わくば、基準量の上方修正（特に大規模建築について）と、実施年の前倒しをお願いする。	
219	気候危機が深刻化する昨今、必要な制度として賛成する。最終案に向け、規制の強化（設置量上のせ・周知期間の短縮）をしてほしい。	
220	先進的な取り組みなので、成功させてほしいが、本制度と連携した補助金を設定しないと住宅事業者や施主へのメリットが無く、失敗に終わるのではないか。	本市としても、太陽光発電等の導入を促していくためには、市民の皆様の負担を軽減する補助金等の支援策が必要と考えております。現在、補助額等の具体的な内容について検討しており、「義務対象となるハウスメーカー等からの住宅取得」や「購入による太陽光発電の導入」といった限定はせずに検討してまいります。また、市内の金融機関とも連携に向けた協議を進めており、市民の皆様が導入しやすい制度となるよう引き続き検討してまいります。
221	制度対象となる事業者ばかりに、補助や支援といった後押しが行くことになり、それ以外の事業者が淘汰されるといったことが無いように今後制度・補助を検討いただきたい。	
222	対象事業者でなくとも任意参加を可能としているが、補助の対象は対象事業者に限られるものなのか。	
223	制度対象となる事業者のみに補助が適用されることで、地場工務店は制度対応が困難となり、施主の選択肢が狭まることが懸念される。地域全体で脱炭素化を進めるためには、補助制度の対象を広げ、地場工務店にも公平に適用される仕組みが必要である。	
224	太陽光発電を自己保有とPPAやリースで導入した場合で、補助に差が出るのか、決まっている部分があれば教えてほしい。	
225	義務化だけでは事業者・施主の負担が大きすぎるため、設備導入補助、税制優遇、低利融資、初期費用ゼロスキーム（PPAなど）を組み込むべき。	
226	パソコンの寿命は10～15年程度であるため、その入替に伴う費用の補助も考えていかなければならないと思う。分譲住宅購入者は子育て世代が多く、支出を補うことを考えるべきだと思う。	
227	分譲マンションの場合、当初はマンションディベロッパーがコストを負担し、引渡し後は各区分所有者がコストを負担することになるため、イニシャル、ランニングとともに補助金、助成金制度が無い限りは導入に踏み切れない。	
228	制度の実効性を高めるために、設置する建物所有者へのインセンティブを検討することも有効と考える。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
229	制度の目的が「仙台市内におけるCO2排出量削減対策」であるならば、市は、FITの買取単価に頼るのではなく、市独自の補助金で市民の初期負担を補うべき。	市民の皆様の負担を軽減し、導入を促していくため、現在、補助額等の具体的な内容について検討するとともに、市内の金融機関とも連携に向けた協議を行っており、市民の皆様が導入しやすい制度となるよう検討を進めてまいります。
230	市は、義務化の経済性を市の独自の財源や支援策で担保するか、そうでなければFIT制度を義務化の経済的根拠から外し、非FITの買電単価による検証結果を明らかにすべきである。	また、本制度の運用にあたっては、市民の皆様に、太陽光発電の導入や省エネによる経済性や快適性のメリット、初期費用をかけずに導入できる手法などを丁寧に周知するとともに、ご不安や懸念に対する問い合わせ等に対して細やかに対応するなど、太陽光発電の導入促進等が円滑かつ効果的に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。
231	太陽光パネル搭載を推進するあまり、実現不可能なコスト事例を前面に押し出すのは控えてほしい。補助金等を用意されると思うが、申請についてはできるだけ簡易な流れを計画してほしい。	
232	レジリエンス向上の観点からは、蓄電池の設置が必要だが、現時点では設置費用を売電や自家消費により回収することは見込めず、住宅取得者にとっては経済的に更なる負担となるため、強力なインセンティブで促すべき。	
233	今回の制度における補助金は、仙台市からの支出で考えているのか、それとも国等の既存の制度の利用を想定しているのか。	
234	住宅・建築物のCO2排出量が4割を占める仙台市において、断熱・省エネ・再エネの普及を促進する本制度は極めて有意義と考える。今後は目標達成のための支援策、とりわけコスト上昇に対する支援策が重要となる。	
235	施主の希望があっても経済的理由で施工困難な場合の支援制度の検討を希望する。例えば低利の長期融資など。	
236	本制度に基づいて太陽光発電の導入促進を円滑に進めるために、情報提供と支援をワンストップで行う窓口を設け、体系的かつ統合的な支援を行えるような体制を早く構築すべきである。また、こうした体制の構築に向けては、行政や専門家に加えて、金融機関の働きかけ（融資等の基準）も重要な要素になるため、支援体制への金融機関の参加・協働についても検討をお願いする。	
237	推進するために、情報を得られる相談窓口を設けてほしい。工務店が積極的に勧めない場合でもセカンドオピニオンがあれば迷わずパネル設置、高断熱化できるようになると思う。	
238	公的な相談窓口を作つて、体系的かつ統合的な支援を行つてほしい。	
239	支援体制への金融機関の参加・協働についても検討をお願いしたい。	
240	コスト上昇に対する支援策をお願いする。補助金では予算の上限があるので、地域金融機関との連携や、鳥取県のような性能評価システムの導入など、持続的で公平性が高いサポート方法を検討してほしい。	
241	市民に再エネ・省エネのメリットをわかりやすく周知してほしい。また費用が課題の場合への手当として、金融機関との連携で対応をお願いする。その場合にローンの利率を性能の高さによって反映させてほしい。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
242	今回の制度で建築コストのさらなる上昇が懸念されるが、特定の40社のみに補助が適用されることで、地場ビルダーは制度対応が困難となり、施主の選択肢が狭まることが懸念される。地域全体で脱炭素化を進めるためには、補助制度の対象を広げ、地場ビルダーにも公平に適用される仕組みが必要である。	本市としても市民の皆様の負担を軽減し、導入を促していくためには、補助金等の支援策が必要と考えております。現在、補助額等の具体的な内容について検討しており、義務対象となるハウスメーカー等からの住宅取得に限定せず、検討してまいります。また、本制度は、制度対象とならない建築事業者も任意での参加を可能とするとともに、優れた取り組みを積極的に表彰し、先進事例として共有・発信する仕組みとしております。今後も必要な情報を幅広く周知するなど、地場ビルダーを含め、地域全体で取り組みが進むよう、皆様の取り組みを後押ししてまいります。
243	仙台市独自の高断熱基準を求める場合、建築コストが大幅に上昇する可能性があり、近年の資材価格高騰や人件費上昇の影響も重なり、施主の負担がさらに増すことが懸念されるため、制度設計においては、断熱性能とコストのバランスを考慮した柔軟な対応が求められる。補助金制度の拡充や、対象事業者の拡大、地場ビルダーへの技術支援など、地域全体で制度に対応できる環境整備をお願いする。	
244	本制度の対象外となるであろう中小の工務店が積極的に太陽光発電や断熱性能を導入できるよう、支援制度を充実させてほしい。	
245	住宅メーカー等に太陽光導入を義務付けるものだが、罰則なしであり、補助金は検討中と目途が立っていないため、事業者にとってもインセンティブがないと思われる。検討中の事案が多く、エンドユーザーである一般市民に負荷を与えるものになる可能性も考えられる。またパネル製造過程の問題、廃棄の問題、そもそも脱炭素政策が有効なのかについても、未知数のことが多いため、新築建築物への太陽光導入の義務化に反対する。	本制度は、促進制度の趣旨に鑑み、罰則の規定は設けないこととしておりますが、実効性を担保するため、事業者の取り組み状況を公表することで、取り組みを促すこととしております。また、導入のさらなる後押しとするための補助制度も具体的な検討を進めております。さらに、エンドユーザーである市民の皆様に、太陽光発電の導入を検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電に関する正しい情報を知りたいこととも重要と考えております。今後、市民の皆様が理解しやすいよう周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。
246	本制度は新築を対象としているが、現在の補助制度と今後制度が始まってからの補助制度の違いがあれば教えてほしい。例えば町内会の集会所の屋根を活用したいとき、住宅ではないため補助にはならないのか。	現在の補助制度は、断熱性能が高く、太陽光発電設備が設置されたZEH住宅の新築や購入に対して補助を行っており、町内会の集会所は対象となっておりません。制度を円滑に進めるための補助金については、現在、具体的な制度内容を検討しており、内容が決まり次第、お知らせしてまいります。
247	補助制度を検討中とあるが、どの程度の予算規模になるのか事前に説明が必要である。義務化が施行になるからといってなし崩し的に補助制度を導入するのは許されない。1件あたりどれくらいの補助額になるのか、市の通常の財源になるのかみやぎ環境交付金を利用するのか、など何らかの情報を公開することは必要だと思う。	本制度は、市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はありますが、国際社会や国が目指す脱炭素社会の実現に資するとともに、本市の良好な環境を将来へと継承するために必要な施策と考えております。一方、市民の皆様の負担を軽減し、導入を促していくためには、本市としても補助金が必要と考えており、現在、具体的な検討を進めております。補助金の詳細な内容は決まり次第、お知らせしてまいります。
248	県の事業になるが、みやぎ環境税でも太陽光発電システムに補助金を出している。仙台市内の新築物件でこれが適用されているものが何件あるか、義務化によって何件になる見込みかの数字を持っているか。	ご指摘の補助金は、県の事業であり、市内における補助実績や見込みは把握しておりません。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
249	日中不在でないライフスタイルの世帯にまで、義務的に高額な設置費用を負担させることは経済的合理性を欠き、子育て世代などの家計を不適に圧迫する。本来であれば義務化の対象や規模について、世帯のライフスタイルに応じた柔軟な免除規定を設けるべきだが、建売住宅による供給が多数を占めるため、建設時点で購入者のライフスタイルを決定することは不適切である。	本制度は、すべての住宅に太陽光発電の導入を義務付けるのではなく、居住する方のライフスタイル等に応じて、設置しない住宅も販売可能とするなど、柔軟な仕組みとしています。また、太陽光発電設備の導入等により、光熱費の削減効果等の経済的なメリットがあることに加え、市民の皆様の負担を軽減するための補助金制度についても具体的な検討を進めているところです。さらに初期費用をかけずに太陽光発電を導入できる手法もあることから、こうした点を分かりやすく周知することで、市民の皆様の理解が得られるよう取り組んでまいります。
250	現状、太陽光パネルの設置や高断熱化の費用は高額だが、制度を作ることで事業者の太陽光導入、高断熱化が促進され、結果的にコストの削減につながるとみている。個人が家屋購入後、あるいは入居後に設備を更新するのは難しい状況を踏まえれば、新築時に導入することが得策であり、生活水準の向上に繋がる。特にマンションでは個別所有部分であっても改善工事が難しいので、新築時に設備を導入することを強く求める。	これから新築する建物は、2050年時点で多く残ることが想定されるため、本制度は、脱炭素社会の実現に向けて必要な施策であると考えております。また、既存建築物の場合、建物の耐荷重によっては太陽光パネルが設置できない等の物理的なハードルもあることから、新築時に導入することが最も取り組みやすいと考えており、こうした点からも、本制度は有効であると考えております。
251	多くの方が無理なく太陽光設備の導入について検討することができる制度だと思うので、進めてほしい。住宅以外の、例えば倉庫、工場、店舗などについても、太陽光、断熱についてしっかりと進めてほしい。特にコンビニは、単板ガラスが多いイメージなので、複層ガラス以上で建築を希望する。またコンビニ屋根には太陽光が設置しやすいと思うので、建築時に請負事業者から、しっかりと説明などをして、普及率を高めていたくことが大切だと考えている。	脱炭素社会の実現に向けては、戸建住宅のみならず、共同住宅や大規模建築物、工場や店舗などの非住宅を含め、あらゆる用途の新築建築物について対策を進めることが重要であると考えております。このため、本制度では、戸建住宅や非住宅といった建物の種類を限定をせず、制度の対象としているところです。今後、本制度を通じ、市内の建築物の脱炭素化が進むよう、取り組んでまいります。
252	住宅だけでなく、共同住宅や大規模建築物も効果が大きいので重視してほしい。	
253	再生可能エネルギーへの移行が待ったなしの中、山地を開発しない建築物への太陽光発電設置は重要である。地震の多いエリアにつき原発からの撤退も期待している。	原子力を含むエネルギー・ミックスなどのエネルギー政策に関しては、国が安全性の確保を大前提とした上で、安定供給や経済性、環境性などの観点を踏まえながら判断すべきものと考えております。本市としては、脱炭素都市づくりに向け、再生可能エネルギーの普及促進を図ることが重要と考えており、自然環境への影響が大きい大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入を推進する本制度が必要と考えております。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
254	「建築物からの温室効果ガス排出割合が大きいこと等から、新築の建築物への対策が有効」「建築物の屋根等を活用した太陽光発電の導入や住宅の断熱化を推進していくことが重要」とした整理は合理的だと思う。今回はぜひこの方向性で進めていただき、加えて近い将来的には既築住宅への対応もご検討をいただければと思う。	本市は、全国に比べて建築物からの温室効果ガス排出割合が大きいことから、建築物への対策を進めることが重要と考えております。新築建築物への太陽光発電の導入と住宅の断熱化を推し進める本制度の導入が必要と考えております。 また脱炭素社会の実現に向けては、新築のみならず、既存建築物への取り組みも重要と考えております。現在も窓等の断熱改修に対する補助や共同購入による太陽光発電の導入促進等に取り組んでいるところです。既存建築物の状況は様々であるため、本制度のような一律の対応を求めるることは考えていませんが、今後も既存建築物の脱炭素化が一層進むよう取り組んでまいります。
255	2050年までのカーボンニュートラルに向けて太陽光パネル促進に向けて頑張って欲しい。新築物のみならず、既存建築物への導入も是非進めて欲しい。高断熱も省エネにつながる。市民と地球の健康のために応援している。	
256	新築だけでなく、既築の住宅などにも広げてほしい。	
257	既存の建築物への設置促進も頑張ってもらいたい。	
258	既存建築物も含め、屋根への太陽光発電の導入推進、建築物の省エネ化・断熱化を進めてほしい。	
259	意欲的な案だと思うので、ぜひよい制度にしてほしい。今後、新築だけでなく、既存の建築物への制度導入も期待する。	
260	「仙台市では建築物からの温室効果ガス排出割合が大きい」とあるが、全国平均では産業部門が約3割を占めるのに対し、仙台市はわずか14%にとどまっており、この構成差により、相対的に家庭・業務などの建築物関連排出の割合が高く見えているにすぎない。仙台市は重工業よりもサービス・商業を中心とした都市構造であり、産業部門が少ないので地域特性として自然な結果である。このような前提を踏まえずに“建築物対策の重要性”を強調するのは、データの読み取りとして不正確であり、施策方向を誤らせる懸念がある。	本市のCO <sub>2</sub> 排出量を削減するためには、本市の特性を踏まえた施策が効果的であると考えております。本市の産業構造等から、市域の温室効果ガス排出量のうち、家庭と業務部門からの排出がそれぞれ2割を占めており、その排出は、住宅やオフィス、店舗等の建築物におけるエネルギー使用に伴うものであることから、建築物への再エネ導入や省エネによる取り組みが重要と考えております。
261	市内の新築建築物のうち住宅が多数を占めるという点をもって、住宅分野への重点的な対策を強調しているが、棟数の多さとエネルギー使用量の多さは必ずしも比例せず、実際には大規模建築物の方が1棟あたりのエネルギー消費量は格段に多い。また、大規模建築物については「エネルギー使用量が大きい」と触れながらも、具体的な削減方針や数値の裏付けが示されておらず、実効性に欠ける印象を受ける。	住宅1棟あたりのエネルギー使用量は小さいものの、市内の新築建築物において9割を占めることや、市域の温室効果ガス排出量のうち、家庭部門の割合が大きいことから、新築住宅への対策は重要と考えております。一方、大規模建築物についても、棟数は少ないものの、1棟あたりのエネルギー消費量は大きいことから、本制度では、戸建住宅を中心とした中小規模建築物および大規模建築物のそれぞれについて、再エネの設置や省エネを進めることとしております。
262	固定価格買取制度（FIT等）による売電価格は、年々下落傾向にあり、今後も売電収入の減少リスクが予測される中で、当初の想定どおりの初期投資費用を回収できるか不透明であり、かつ売電価格が想定より下落した場合の対策等が考えられていないため、制度には反対である。	国のFIT制度は、設備の導入費用を回収できるように毎年度の売電価格が設定されており、最新のFIT価格でも約11～13年で初期投資は回収可能と試算しております。太陽光パネルの寿命は一般的に25～30年とされています。太陽光パネルの寿命は一般的に25～30年とされています。十分な経済的メリットがあると考えております。今後も定期的に最新の情報を確認しながらシミュレーションの見直しを行い、その結果を丁寧に周知してまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
263	報告・公表制度により導入状況を公開する仕組みは、罰則がないしながらも事業者に社会的圧力を与える構造となっており、実質的な義務化に近い運用が懸念される。他都市との比較においても、仙台市の基準は相対的に厳しく、地域の施工体制や経済への影響を十分に考慮しているとは言えない。さらに再エネ賦課金による国民負担や、中国製パネルへの依存による資金・技術流出の問題も看過できない。より現実的で持続可能なエネルギー政策への再考を強く求める。	本制度は、罰則の規定は設けないこととしておりますが、事業者等に一定の取り組みを義務づけるものであり、実効性を担保するため、事業者の取り組み状況を公表することで、取り組みを促すこととしております。また、本制度は、先行都市の事例を踏まえつつ、本市の地域特性を踏まえ、断熱も組み合わせた制度とする一方で、事業者の負担を考慮した基準としています。併せて、コスト負担を軽減するための補助制度についても具体的な検討を進めております。 さらに、エンドユーザーである市民の皆様に、太陽光発電の導入を検討いただくためには、制度の意義や内容をご理解いただくとともに、太陽光発電に関する正しい情報を知りたいことも重要と考えております。 今後、市民の皆様が理解しやすいよう周知方法を工夫しながら、丁寧かつ分かりやすい周知に努めてまいります。
264	多くのパネルが中国製である現状では、日本の資金や技術が国外に流出し、環境どころか経済・安全保障上のリスクすら高めている。報告・公表制度も形式上は罰則なししながら、実質的に事業者に圧力をかける構造で、公正な制度運用とは言えない。仙台市が国や他都市を上回る水準を設定する意義も不明確で、地域経済や建築主への負担を十分に考慮すべき。制度の抜本的な再考を求める。	
265	これまで仙台市の温暖化対策制度の多くは事業者中心に設計してきた。今回の制度も、結局は事業者の利益を最優先にし、市民を“市場拡大の対象”として扱っているように見える。行政が過度にビジネスを持ち上げれば、悪質な事業者が参入し、強引な勧誘や高額契約、ずさんな施工、メンテナンス放棄などの被害が拡大しかねない。トラブルの矢面に立つのは常に消費者、市民である。行政は「市民を守る立場」であるべき。	本制度は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及を加速化させるために必要な施策と考えております。 本制度は、ハウスメーカー等に一定の取り組みを義務付けるものですが、制度検討にあたり、ハウスメーカー等を個別に訪問し、意見交換を行った際に、各メーカーからは顧客のニーズを重視するご意見等を数多くいただいたところです。また、先行都市からも、現時点ではご指摘のようなトラブルが発生しているとは聞いておりませんが、本市としましても、そのようなトラブルが発生しないよう、制度の正確な内容等について、市民や事業者の皆様へ丁寧に周知してまいります。
266	先行する東京都や川崎市で、太陽光設置を義務化される事業者と設置したくない施主の間でトラブルが起きているなど聞いているか、またそういった懸念があるか伺いたい。	
267	本制度は、費用対効果に疑問が残る設備の導入を、温暖化対策という「公共の善意」を根拠に個人の財産（住宅）に「強制」するものである。太陽光発電はその効果が将来的にしか発現しない上、その効果に疑問が残る以上、個人の自由を制約する義務化（強制）という手段を用いることの明確な法的・倫理的根拠を市は示すべきである。	本制度は、市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はありますが、地球温暖化対策推進法等により、市が求められる温暖化対策推進の責務を果たすものであり、また本市の良好な環境を次世代へと継承するためにも必要な制度で、本制度によって得られる公益性は大きいと考えております。また、本制度では、すべての建物に太陽光発電の設置を求めるのではなく、設置しない建物も販売可能とするなど柔軟な仕組みとしています。 一方、本制度を実効性あるものとするためには、市民・事業者の皆様に制度の意義や必要性等についてご理解いただくことが重要と考えており、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
268	中間案の「2 制度内容検討の視点」は、東京や川崎の前例が踏まえられた視点となっており、理解が得られやすいものになっていると考える。制度の対象となる大手ハウスメーカー等への働きかけや、健康面・防災面などのメリット理解促進を積極的にお願いしたい。	本制度の検討にあたっては、先行都市の事例を踏まえつつ、本市の地域特性等を踏まえた制度となるよう検討を進めてまいりました。具体的には、寒冷な本市において、住宅の断熱化を促進することは、省エネのみならず、健康で快適な暮らしを確保する点でも重要であることから、断熱化を組み合わせた制度としております。また、優れた取り組みを評価・表彰することにより、事業者等の取り組みを後押しする観点も重視した制度としています。
269	中間案に示された「2 制度内容検討の視点」に賛同する。	市民・事業者の皆様に、制度の内容や、太陽光発電や断熱による様々なメリットについて理解いただき、自ら取り組んでいただけるよう、積極的に情報を発信してまいります。
270	今後、この制度が他自治体にとっての指標となると思うが、先行都市と比べてより踏み込んだ点などがあれば教えてもらいたい。	
271	「制度導入の背景および目的」のページに示されているCO2排出状況のグラフには、最新の実績年度までのCO2排出量、現行施策のみを継続した場合の予測線（BAU：現行施策を継続した場合の将来予測）、そして今回の義務化で達成可能となる削減量を明確に示し、義務化が本当に最後の手段であることを裏付ける客観的で透明性の高いデータを公表すべきである。	市域の温室効果ガス排出量は、中間案に示すとおり最新の2025年度（令和5年度）の速報値で690万トンとなり、減少傾向にありますが、このままのペースで削減が進んだ場合、2030年度の排出量は536万トンと見込まれ、2030年度の削減目標である排出量412万トンを達成するためには、取り組みを一層加速する必要があり、温室効果ガスの排出削減に寄与する本制度の導入が必要と考えております。 市民や事業者の皆様に本制度の必要性をご理解ただくためにも、ご意見も踏まえ、今後も、こうした点を分かりやすく周知してまいります。
272	政策の根拠は、科学的知見に基づいた慎重な表現であるべきで、市が「環境問題は待ったなし」などと感情的な危機感を強調するのは不適切である。義務化による具体的な排出削減目標と効果を冷静に示し、その目標達成のために、個人の自由を制約する義務化が最も合理的な手段であるとの明確な論拠を示すべきである。	
273	市域の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあるとあるが、減少しているという客観性がある具体的な数値を示せない政策で、大きく金が動くわけであり新たな評価指標が必要かと思う。	
274	多くの面から宮城県の5割を占める仙台市の政策は、他の市町村の計画に与える影響は大きい。このため、仙台市のこの制度導入の考え方は、科学的根拠に基づく計画にしてほしい。	
275	制度設計の過程そのものが不透明である。影響評価や費用対効果、代替案の比較など、判断するための情報が十分に公開されていない。行政は再度のパブリックコメントや公聴会を開き、市民の声を真正面から受け止めるべきである。政策を「上から押しつける」ではなく、「共に考える」姿勢こそが行政の信頼を支える。	本制度の検討にあたっては、有識者や業界団体の代表で構成される環境審議会の検討部会において、公開の場で議論を進めており、市ホームページで資料も公表しております。また、中間案に関する説明会は、少しでも多くの方に参加いただけるよう、平日・休日の2回ずつ、4回開催するとともに、オンラインでの参加も可能としたところです。今後も、隨時ご意見等を受け付けるほか、ご要望があった場合には説明に伺うなど、丁寧な説明と意見聴取に努めてまいります。
276	今回の制度は市民の暮らしに大きく影響する。影響評価や代替案の比較をきちんと公表し、もう一度説明会やパブリックコメントを開いてほしい。十分な理解と納得を得てから決めるのが筋だと思う。	
277	使用済みパネルに含まれる有害物質が不適切に処理されれば、土壤・地下水汚染や廃棄物増大という形で地域社会に被害が及ぶ。	太陽光パネルの廃棄については、取り外しを行った事業者等が、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として、地下水汚染対策が取られた処分場などで適正に処理することとされております。本市では、太陽光パネルが適正かつ確実に処理されるよう、周知啓発及び指導を徹底してまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
278	太陽光パネルの製造過程では有害物質（鉛・カドミウム等）が使用されており、廃棄時の処理も困難だ。国が太陽光パネルのリサイクル義務化制度の導入を断念したことからも、持続可能な資源循環が確保されていないことは明白。制度案において、こうした廃棄・再利用に関する環境リスクが十分に評価されていない点は、極めて問題である。	太陽光パネルは、専門のリサイクル施設で、ガラスや金属などに分別され、それぞれ新たな製品の原料としてリサイクルすることができます。現在、市内及び市周辺には、太陽光パネルの専門リサイクル施設が複数あり、それらの施設では一般的な家庭用の太陽光パネルで換算すると1日当たり約1,300枚処理することができます。なお、現時点ではリサイクル費用は撤去者が負担することとなっております。
279	説明会の資料で「リサイクルの促進を図ってまいります。」とあるが、現状、パネルのリサイクルは困難（ガラスと金属としてのみ処理可能）な状況のはずである。パネル固有のリサイクルに関わるどのような取組みを考えているのか。	資源の有効利用の観点からも、太陽光パネルのリサイクルは重要であり、本制度で設置した太陽光パネルを撤去する事業者等には、リサイクルの推進等を求めるこことし、その旨を明示するとともに、本市も、それを促進する取り組みを進めてまいります。
280	太陽光パネル大量廃棄の時代は確実にやってくるが、現状ではリサイクルの仕組みも費用負担のルールも未整備である。使用後の処理を市民に押しつければ、未来の世代に大きな負債を残すことになる。環境に優しいどころか、新たな環境汚染を生む政策になりかねない。行政はまず、拡大生産者責任(EPR)制度や保証金制度の導入など、メーカー・販売業者に明確な責任を課す仕組みを整えるべきである。	また、国は、他のリサイクル関連法令との整合性の観点から、製造事業者等に費用負担を求める太陽光パネルのリサイクル義務化については断念したものの、今後も検討を進めていくとしており、本市も、国に対して引き続きリサイクル推進に向けた制度設計等を強く要望してまいります。
281	廃棄時のリサイクル方法や費用の負担先が決まっていないまま大量導入するのは、将来の環境問題を残す。市民が後々困らないよう、リサイクル体制を先に整えてから導入すべき。	
282	高断熱化は良いと思うが、安易に太陽光発電を増やすのはどうかと思う。懸念されるのは、経年劣化や災害で破損した太陽光パネルの処分方法。ただ増やすではなく太陽光パネルの設置から処分・リサイクルまで全てビジョンを持った上で推進すべき。	
283	パネルの廃棄やリサイクルの手順は確立されているのか。	
284	設置義務化した20~30年後は、大量に太陽光パネルの破棄が発生するものと考える。仙台市のその対策と、現状の市内の処分業者の実態を教えてもらいたい。また、処分費用の補助などは考えているのか。	
285	太陽光パネルの寿命を迎えた後の廃棄についても課題がある。処理費用が高く、有害物質による土壤汚染のリスクもあることから、リサイクルインフラを整備する必要があると思う。	
286	導入が進むと太陽光パネルのリサイクルについても、今後しっかりと考えていく必要があると思うので、廃棄の所まで安心できるようにするためにも国の方にも、太陽光パネルのリサイクルの義務化について働きかけを仙台市、宮城県からしていただくことを希望する。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
287	太陽光パネルは火災時に通電状態が続いため、感電の危険があり、放水による消火活動が制限される可能性がある。消防活動に支障が出ることは、住民の生命・財産を守る観点から看過できない。	国の報告書によれば、太陽光発電を設置した住宅棟数に対し、太陽光発電による火災等の発生件数はごくわずかとなっており、太陽光発電は火災のリスクが高いものではありません。 また、太陽光発電が設置されている住宅等が火災になった場合でも、放水による消火活動は可能であり、仙台市消防局においても、隊員の感電防止を図りながら、通常どおり消火活動を行っています。 市民の皆様に安心して太陽光発電を導入いただけるよう、こうした情報をお丁寧に発信してまいります。
288	パネル火災が発生した場合、隣家に燃え広がる危険がある。消火活動も難しく、周辺住民の生命・財産を脅かす。	
289	ハウスメーカーは大体固まった小さな街として建設される場合もあり、火災が延焼したら家を失うことになるし、火災保険も高額になる。	
290	太陽光発電は火災発生時に水を使う消火活動が感電する都合上、非常に危険である。また、消火活動が遅れる事による火災の大規模化が懸念されるため、反対である。	
291	太陽光パネルを家屋の屋根につけるのは反対である。パネルが燃えて数日消火できないという事件があった。大変なことになると思うので、絶対やめてほしい。	
292	降雪や強風でパネルが落下・破損した場合、通行人や隣接住宅に被害が及ぶ。特に子どもや高齢者の多い住宅地では危険。	太陽光発電設備は、日本産業規格（JIS規格）により、降雪の重みや強風に耐えるよう設計されています。本市としましては、こうした点を含め、市民の皆様が安全に、かつ安心して太陽光発電を利用できるよう、太陽光発電の導入にあたり、対象事業者に対して遵守を求める内容を明示してまいります。
293	太陽光パネルの反射光が隣家や道路・運転者の視界を妨げ、生活や安全に悪影響を及ぼす。特に通学路や交差点付近では危険。	太陽光パネルは、一般的に南面の屋根に設置するケースが多く、反射光は主に空の方向に反射することから、周辺住宅への影響は少ないと考えておりますが、設置する屋根の方角や角度、近隣環境等によっては配慮が必要となる場合もあることから、こうした点を確認しながら設置いただくよう周知してまいります。
294	新築住宅の約6割に太陽光が設置されることで出力抑制により売電できなくなり、自家消費しなければならないことが想定される。自家消費の推進についても一般の方にもわかるように説明資料に示してほしい。	国においては、現時点で、住宅に設置されるような10kW未満の太陽光発電については出力抑制の対象外とされております。また、国等においては、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、出力制御を減らすべく系統強化の取り組みも進めているところです。本市としましても、こうした国の動向を踏まえつつ、昨今の電気代高騰を考慮し、経済的なメリットをお知らせする際にも、自家消費が進むような周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。
295	無理な太陽光導入が進むと系統電力が不安定化し、停電リスクや電気料金上昇という形で地域全体の生活に不利益を与える。	
296	新築建物への太陽光発電の一斉導入は、特定時間帯の発電量急増による電力系統の安定性への影響（電圧上昇や出力抑制のリスク）を招く懸念がある。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
297	義務化する以上、中国製パネルのサプライチェーンにおける人権問題（強制労働）への対処を市がとるべきである。市は、欧米諸国と同様にパネルを設置する事業者に対し、サプライチェーンにおける人権侵害のリスクについて、倫理的な調達を担保するための調達基準やトレーサビリティの確保を義務化すべき。	太陽光パネルの業界団体では、国のガイドラインに基づき、サプライチェーン全体で人権を尊重した事業活動を推進する取り組みを進めております。また、団体の会員である各メーカーもそれぞれ独自で方針を定め、人権に配慮した企業活動を行っているものと認識しております。本市としましても、事業者に対し、機会を捉えてガイドラインの遵守を求めるとともに、市民の皆様が安心して太陽光発電を利用いただけるよう、人権配慮や安全性の確保など、太陽光発電の導入にあたり、対象事業者に対して遵守を求める内容を明示してまいります。
298	現在、国内に流通する太陽光パネルの約8割が中国製で、その多くが石炭火力による高CO2排出の電力で製造されている。加えて、新疆ウイグル自治区での強制労働が関与しているとの報告もある。仙台市がこれらのパネルを大量導入すれば、人権侵害や環境破壊に間接的に加担することになりかねない。環境政策を掲げながら、倫理を置き去りにすることは許されない。市は人権デューデリジェンスと環境配慮を前提とした調達基準を設け、責任ある製品のみを使用対象とすべき。	
299	海外製のパネルには、強制労働など人権侵害の懸念があるものがある。仙台市として再生可能エネルギーを推進するなら、人権にも配慮した調達を行るべき。製品の選定基準やチェック体制をしっかりと示すべき。	
300	中国ではウイグル自治区で、強制労働によって安価なソーラーを製造し、日本に大量に販売しており、このようなソーラーを使った計画には強く反対する。	
301	太陽光パネルの需要急増は、製造と輸送時に大量の温室効果ガスを排出する。この排出量が、発電によって削減できる排出量を上回る期間（エネルギーペイバックタイム：EPBT）は、技術革新で短縮されているとはいえ、数年かかるとされている。義務化による一斉導入は、この期間中、一時的に温暖化を促進する効果があるため、市は、義務化によって導入されるパネルの単体でのEPBTだけではなく、市内全体の総数の推移を具体的に試算し、温暖化対策への短期的な影響について明確な見解を示すべきである。また、EPBTが短い国産パネルや高効率パネルの導入を優遇する制度を設けるべきである。	国などの資料によれば、太陽光パネルの製造から廃棄までを含むライフサイクル全体のCO2排出量は、火力発電の10分の1以下であり、太陽光パネルの発電による約3年間のCO2削減効果で相殺できるとされています。本制度により太陽光発電の導入が進んだ場合でも、パネルの寿命が20年～30年間と長期間であることを踏まえると、CO2削減効果は十分にあると考えております。
302	太陽光パネルの促進には賛成だが、それはエネルギーのオフグリッド（自立）の意味においてである。震災や戦争で発電所が停止した場合、エネルギー源を分散しておくことは価値がある。さらに、石油の大半を海外に依存している日本の国防上の観点からも、自国で自給することが急務だからである。	自家消費型の太陽光発電の導入推進は、脱炭素のみならず、防災力の向上の観点からも重要と考えております。震災におけるエネルギー途絶を経験した本市として、引き続き再生可能エネルギーを積極的に活用したエネルギー自律型のまちづくりを進めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
303	新たな義務を市民に課す前に、市として既存の環境関連条例の運用を厳格化すべきである。「杜の都の環境をつくる条例」に基づく敷地の緑化義務を遵守していない事例が散見される。市は、既存の環境義務の厳格な運用と遵守の徹底を優先的に図り、その効果を検証した上で新たな義務化の是非を議論すべきである。	CO2吸収をはじめ様々な機能を有する緑化の推進は、都市と自然が調和した本市のまちづくりを進めるうえで、重要な施策であると考えております。一方、近年の猛暑や自然災害の頻発など、地球温暖化の影響が深刻化する中、太陽光発電導入の加速化や建築物の省エネ・断熱化の推進は不可欠かつ急務であり、本制度の導入が必要であると考えております。制度の導入後も、市民・事業者の皆様に制度の内容だけではなく、意義や必要性をご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、適切な運用に努めてまいります。
304	ぜひ“都市型のいぐね仙台モデル”をもっと推進してほしい。緑は木陰になり人の心を癒し、果樹であれば栗や柿など収穫の楽しみ、家族との四季の時間は郷土愛も育む。勿論温暖化対策にもなる。義務化するならパネル断熱等小手先に頼らず、メリットが多方面に波及するような、根本的で本気なものを希望する。	なお、「杜の都の環境をつくる条例」に関するご意見は、所管部署にお伝えいたします。
305	市は、義務化制度を無期限に継続することを想定しているのか。または、市のCO2削減目標達成や再エネ比率が一定水準に達した場合など、義務化を解除する具体的な期限や判断基準を設定する予定はあるのか。	現時点では、本制度に期限等を設ける予定はありませんが、国の施策の動向や社会状況の変化等を踏まえて、適宜必要な見直しを行ってまいります。
306	設置目標数に達した時点で義務化が廃止されたり、経済性の問題や、新たなエネルギー技術の普及により数年後に制度 자체が緩和・撤廃されたりした場合、先行の住宅取得者との間で、著しい経済的な不公平が生じる。市は、このような世代間・時期間の不公平が生じることをどのように防ぐのか。	

## 2 対象事業者等に関するもの（22件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
307	中小規模建築物向け制度の対象事業者について、延べ床面積の合計が5,000m <sup>2</sup> あるが、この基準にした理由を教えてほしい。このような制度の検討が進められていることは大変嬉しく思っているが、市民として協力するので、もっと厳しくしても良いのではないか。	本制度の検討にあたっては、有識者や業界団体の代表で構成される環境審議会の検討部会で議論を進めており、対象事業者の基準については、先行都市の事例を踏まえつつ、対象となる事業者数や新築建築物の割合から、5,000m <sup>2</sup> が妥当であるとのご意見をいただいたところです。 また、対象とならない建築事業者も任意での参加を可能とするとともに、優れた取り組みを積極的に表彰し、先進事例として共有・発信する仕組みとしております。地元の中小工務店を含め、できるだけ多くの事業者に太陽光発電の導入や断熱化に取り組んでいただけるよう、関係団体と連携し、必要な情報を幅広く周知するとともに、講習会や現場見学会を開催するなど、皆様の取り組みを後押ししてまいります。さらに市民の皆様の負担を軽減し、導入を促進するための補助制度についても、義務対象となるハウスメーカー等からの住宅取得に限定せず、検討してまいります。
308	結論的には対象事業者を1000m <sup>2</sup> 以上/年間にすべきだと思う。	
309	環境対策の義務化を実施する場合は、市場に一律の規制を課すことで達成すべき。義務化の対象範囲を見直し、全ての新規参入・建築事業者に適用される公平な基準を設定すべきである。	
310	事業者を狭める設置基準量を何故設定するのか。	
311	直近の物価高、建設費の高騰により、住宅着工件数は落ちている現状があり、単純に施工実績である延床面積で対象事業者を限定することには疑問を感じる。	
312	太陽光発電の導入に賛成する。新築建築物の約6割を網羅するよう事業者の規模を検討されていて良いと思う。	
313	可能な限り早い段階でハウスメーカーの対象を拡大することを検討してほしい。	
314	任意参加の事業者についても参加しやすいような取り組みをお願いする。	
315	制度の対象選定にあたっては、企業規模ではなく、地域貢献度や施工実績、技術力を総合的に評価とともに、今後、段階的に対象を広げてほしい。また、制度の詳細や技術的要件について、地場ビルダーにも分かりやすく情報提供してほしい。また技術研修や補助金申請支援など、地場ビルダーが制度に対応できるような支援体制の整備を希望する。	
316	制度の対象外となる地元の中小工務店にも陽の目があり、競争上の不利にならないよう制度設計が重要。対象外事業者にも選択的な支援策や情報提供を行うことで、市場全体の健全な競争環境を維持し、普及の加速と技術革新を促進することが期待される。	
317	対象事業者が限定されることで、施主として信頼している地元ビルダーを選べない可能性が生じる。施主の選択の自由を尊重した制度設計を希望する。今後は段階的に対象を拡大し、地場ビルダーにも参加の機会を設けてほしい。地域の多様な事業者が参画することで、制度の実効性と地域への浸透が高まると考える。	
318	より多くの屋根に太陽光発電設備が積載されるよう、工務店研修制度・対象外の工務店への誘導策及び研修制度は必須と考える。	
319	2027年度からの運用に向けて数多くの勉強会や現場見学会を実施する。	
320	対応できる事業者を仙台から増やすのも重要だと思う。	
321	より多くの事業者が知ることができ、取り組みたくなるような制度設計、周知をお願いする。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
322	中小建築物向け制度では対象が約40社となっているが、対象事業者に事前の周知等されているのか。その事業者の中でも太陽光設置へ消極的な事業者もあると思うが、やらないという選択が可能なのか。	制度検討にあたっては、昨年度と今年度にそれぞれ、制度の対象になることが想定されるハウスメーカー等50～60者を個別に訪問し、ご意見を伺いながら検討を進めてまいりました。事業者の方々からは、太陽光発電の導入等の必要性は認識しており、しっかりと準備したいといったご意見のほか、さらなる後押しのための支援策へのご要望もいただいたところです。また、本制度では、ハウスメーカー等に一定の取り組みを義務付けるものの、仮に基準に適合しない場合でも、罰則の規定は設けないこととしておりますが、対象となる事業者には、積極的に太陽光発電導入に取り組んでいただけるよう、制度の意義や太陽光発電のメリット等について、丁寧な周知に努めてまいります。
323	対象事業者40社のうち、どの程度ヒアリングを行ったのか。またその際の事業者への反応はどうであったのか。	
324	本制度は事業者に対し、義務を課すが罰則はないというものなのか。または制度を使って事業者自らの取り組みを促進していくためのものなのか。	
325	大手以外も任意に参加できることで地元のハウスメーカーの底上げに繋がるよい施策だと感じる。一方で大手メーカーには罰則を設ける必要もあると思う。	
326	制度の対象とならない中小の事業者に対して、団体などを通じて周知は行っているのか。またそのような事業者からどのような意見があったか。	本市では、地元の工務店や建築士、建設事業者などの各種団体を構成員とする、高断熱住宅の普及を促進するための協議会を設けており、当該協議会の場を通じて、本制度について周知を行っております。制度案をご説明した際は、特段のご意見はございませんでしたが、各団体とは建築物の脱炭素化促進に連携して取り組んでおり、本制度についてもご賛同いただいているものと考えております。
327	中小規模建築物向け制度では、対象事業者の選定基準が延床面積となっているが、何年度の実績がベースになるのか。	本制度では、特定の年度における実績で判断するではなく、その年度において、市内に新築する建築物の延床面積が5,000m <sup>2</sup> 以上となる場合に対象事業者となり、年度ごとの実績で判断する仕組みとしております。
328	中間案の9～10ページにかけて、対象事業者や建築物の範囲を設定する根拠としてデータが示されているが、実際には制度設計上の妥当性を裏づける分析にはなっていない。特に10ページの表は「仙台市内の新築状況」と題しながら、脚注で東京都・川崎市の制度対象を混在させており、比較目的も明示されていないため、制度根拠資料としての整合性を欠く。	中間案で示した仙台市内の新築状況は、令和5年度の実績から、制度の対象と想定される事業者約40者の状況を示したもので、また、このうちの多くが先行する東京都や川崎市において既に制度対象の事業者である一方で、先行都市では対象となっていない在仙企業も一定数あることを示したもので、

### 3 太陽光発電の設置基準等に関するもの（55件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
329	太陽光発電の設置促進策を応援しているが、2kW/棟では少ないという気がする。一般的に住宅には4kWくらいつけられる。すべてのハウスメーカーが対象ではなく、算定率も70%と高い値ではないため、最低値をせめて3kW、できれば4kWを目指すべき。	中小規模建築物向け制度では、義務量が過大とならないよう、また市民の皆様が太陽光発電を導入しない選択もできる柔軟な制度とするため、算定率70%を設定するとともに、戸建住宅、共同住宅など建物の種類を問わず、棟あたりの基準量を最小限の2kW/棟としています。 しかしながら、温室効果ガス削減の観点から、できるだけ多く太陽光発電を導入いただきたいと考えております。また市民の皆様の負担を軽減しつつ、導入を促進するための補助制度についても検討しており、頂いたご意見も踏まえながら、具体的な検討を進めてまいります。制度運用にあたっては、対象事業者にできる限り太陽光発電を導入いただけるよう、最大限の後押しをしてまいります。
330	太陽光発電の設置基準量に算定率（70%）を加える必要は全くない。気候変動への影響に最大限のスピード感を持って対応する必要がある。また、電気代高騰の折、新築物件の購入費が多少高くても11年程度で元が取れる状況であり、わざわざソーラーなしの家を用意する必要はない。	
331	太陽光発電の設置基準量については算定率が70%とされており、先に義務化が開始された東京都の大部分が70-85%であることと比較するともっと高くてもよいのではないかと思う。	
332	棟当たりの基準量が2kWになっているが、仙台市の住宅規模に合わせて設置基準量を拡大することも検討してほしい。また、誘導基準量4kWに近づけた事業者へのインセンティブをつけることも検討してほしい。	
333	中小規模建築物向け制度における（参考）対象事業者の取り組みイメージ①では、共同住宅一棟当たりの発電量が2kWと低いのはなぜか。本来であれば一戸建てと同様、一戸あたり3kWで計算すべき。これでは全く太陽光設備の用をなさないし、導入促進にもならない。	
334	設置はハウスメーカーではなく、業者であり建築主であり設置基準量は不要である。	
335	太陽光発電を設置したいが、ハウスメーカーが基準量に満たないため断念するケースが出てくることもあり、結果として温室ガス削減が達成されないのではないか。	
336	できたら、もう少し、たくさんのパネルが載るように、設置基準量を増やしてほしい。	
337	設置義務量を増やしてほしい。	
338	設置基準量を増やして良いと思う。基準は高い方が、効果が出ると思う。	
339	太陽光の設置義務量を増やしてほしい。	
340	今回、棟当たりの基準量が2kWになっているが、kW当たりの単価が異常に高くなるので、特別小さな屋根の場合以外はありえない。記載の通り一般的には4kW程度導入することが多いので、市内の平均設置容量に合わせてはどうか。	
341	太陽光発電は4kWくらい載せてほしい。合わせて蓄電池の導入支援もお願いする。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
342	目標としてはZEHを超えたプラスエネルギー住宅だと思う。それを実現するためには、UA値で0.3以下の軸体性能で屋根に8kWのPVを載せることである。	中小規模建築物向け制度では、義務量が過大とならないよう、また市民の皆様が太陽光発電を導入しない選択もできる柔軟な制度とするため、棟あたりの基準量を最小限の2kW/棟としています。
343	UA値は0.3、C値は0.5以下、PVは4kW以上とすべきだと思う。	しかしながら、温室効果ガス削減の観点から、できるだけ多く太陽光発電を導入いただきたいと考えております。また、断熱基準につきましても、事業者の負担を考慮しつつも、省エネ化を推進するため、対象事業者が新築するすべての建築物について、2030年度までに国が引き上げる基準（断熱等級5）を前倒しすることとしています。加えて、より高い断熱性能を誘導基準として設定し、さらなる促進を図ることとしております。国の基準見直し後には、本市基準の引き上げを行うこととしておりますが、具体的な基準値や時期については、国の動向等を踏まえて検討してまいります。
344	仙台は国交省の地域区分で温暖な5地域とされているものの、周辺が寒冷な4地域に囲まれていることを考へると、ヒートショック予防など健康増進の観点からS-G1以上の義務化が早期に求められる。	制度運用にあたっては、対象事業者にできる限り太陽光発電の導入や断熱化に取り組んでいただけるよう、最大限の後押しをしてまいります。
345	ZEHが断熱等級6になったので、等級5ではなく等級6を義務化してほしい。さらに前倒しもしてほしい。	
346	2026年断熱等級6義務化をしてほしい。	
347	断熱等級6を早期に義務化してほしい。	
348	断熱性能としてZEH水準を前倒しで義務化するのは大賛成。健康面、経済面でもメリットがあるので、さらに上位の性能を推奨することを謳ってほしい。	
349	省エネ・断熱基準について、2030年には現行の誘導基準が義務基準になると思われるが、具体的な時期などがあれば教えてもらいたい。	
350	中小規模も大規模も、可能な限り、設置基準量を引き上げてほしい。	本制度は、市民・事業者の皆様に一定の負担を求めるものであり、特に大規模建築物の建築主には、直接導入を義務付けることから、義務量は過大なものとならないよう配慮しております。
351	より多くの屋根に太陽光発電設備が積載されるよう、設置基準量のかさ増しをお願いしたい。	しかしながら、温室効果ガス削減の観点から、できるだけ多く太陽光発電を導入いただきたいと考えております。また、断熱基準につきましても、事業者の負担を考慮しつつも、省エネ化を推進するため、対象事業者が新築するすべての建築物について、2030年度までに国が引き上げる基準（断熱等級5）を前倒しすることとしています。加えて、より高い断熱性能を誘導基準として設定し、さらなる促進を図ることとしております。国の基準見直し後には、本市基準の引き上げを行うこととしておりますが、具体的な基準値や時期については、国の動向等を踏まえて検討してまいります。
352	大規模の建物への設置基準量が、普通の家の屋根の大きいパネルくらいの量なので、少な過ぎるのではないかと思った。	制度運用にあたっては、対象事業者や対象となる建築主にできる限り太陽光発電を導入いただけるよう後押しをしてまいります。
353	大規模向けの太陽光発電の基準量は、大幅に引き上げるべき。ただし、建築物の条件によっては設置が困難な場合があるので、そのような場合は例外規定が適用されるという条例の建付けにするのはどうか。	
354	制度に賛成だが、大規模について、基準量が少ないと思った。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
355	太陽光は天候に左右される不安定な電源であり、必ず火力などのバックアップが必要である。その結果、発電設備が二重に求められ、CO2排出削減効果も限定的である。それにもかかわらず、算定率70%や2kW／棟といった一律基準の根拠が不明確なまま、数値だけが独り歩きしている印象を受ける。	脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及を一層加速させる必要はありますが、本市の地理的特性や技術開発の動向等を踏まえますと、建築物への太陽光発電の導入推進が最も現実的かつ必要な施策であると考えております。 一方、本制度は、市民や事業者の皆様に一定の負担を求めるところから、中小規模建築物向け制度においては、義務量が過大とならないよう、また市民の皆様が太陽光発電を導入しない選択もできる柔軟な制度とするため、算定率70%を設定するとともに、棟あたりの基準量も最小限の2kW／棟としています。 また、大規模建築物制度においても、太陽光パネルを屋上に設置することを想定し、建築面積をもとに、面積あたりの出力を最小限の0.15kW／m <sup>2</sup> で算定する仕組みとし、かつ建築物の形状によって基準値が過大・過小とならないよう基準値の下限・上限値を設けております。また、再エネ電力購入による代替措置については、市域の再エネ導入に直接つながらないことから、太陽光発電が物理的に設置困難など一定の要件に当てはまる場合のみ対象として、実効性を担保しております。
356	太陽光は天候依存で不安定なため、結局は火力などのバックアップ電源が不可欠であり、その結果、二重投資とCO2排出の温存につながる。にもかかわらず、設置基準を「延床面積×0.16kW/m <sup>2</sup> 」とする根拠が乏しく、建物規模に応じた上下限設定も実情を無視している。導入が困難な場合に「再エネ電力購入」で代替できる仕組みも、単なる名目上の削減であり実効性に欠ける。	
357	中小規模建築物向け制度において、太陽光パネルの設置が困難な建物を除外可能とあるが、どのような建物を想定しているのか。また、先行する川崎市と東京都では、除外規定が異なり、業務運用上負担となっているため、仙台市においては、どちらかに合わせてもらいたい。	中間案の本編p. 47に示すとおり、建築面積が20m <sup>2</sup> 未満の建築物又は南面の屋根が20m <sup>2</sup> 未満の建築物を除外可能とすることとしております。今後、頂いたご意見も踏まえながら、判断の基準や提出いただく書類等を含め、詳細な内容について検討を進めてまいります。
358	先行する東京都や川崎市では、屋根形状等により設置が困難な場合には「算定除外要件（設置不可の扱い）」が定められている。仙台市においても、同様の算定除外要件が存在するのか、また該当する場合の判断基準や必要書類（屋根形状の説明資料、現地写真、専門家の証明書等）があったら教えてもらいたい。	
359	日照不利地が市場から敬遠され宅地の有効活用が阻害される。日照不利地を対象から除外するなど実態に応じて緩和する措置を講じるべきである。	本制度では、すべての建物に設置を求めるのではなく、設置しない住宅も販売可能とするなど、柔軟な仕組みとしています。また、屋根が狭小等で物理的に設置が困難な建物を除外可能とするとともに、事業者の皆様からのご意見を踏まえ、太陽光パネルを設置できない場合の代替措置も設けることとしております。今後も市民や事業者の皆様のご意見も伺いながら、実態に応じて柔軟な制度運用に努めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
360	仙台市は津波・浸水・土砂災害など多様な災害リスクを抱える地域である。そのような場所にまで一律に屋根上太陽光を義務づけるのはあまりにも危険である。少なくとも、浸水、津波、土砂災害警戒区域は制度対象から除外し、止電装置や固定・逆潮流防止などの安全基準を条例に明確に定めるべきである。	本制度は、すべての新築住宅に太陽光発電の導入を義務付けるものではなく、浸水想定区域等においても住宅に一律に導入を求めるものではありません。一方、市民の皆様の中には、太陽光発電設備の安全性に対する不安をお持ちの方がいらっしゃることも認識しております、浸水時やパネル破損時の適切な対応方法等について、引き続き丁寧に周知してまいります。また、市民や事業者の皆様のご意見も伺いながら、皆様に安心して取り組んでいただける制度の運用を検討してまいります。
361	仙台は津波や豪雨などの災害が多い地域である。浸水や土砂災害の危険がある場所にまで一律で設置を義務づけるのは危険である。感電やパネルの流出など、命に関わる事故を防ぐためにも、危険区域は対象外とし、安全基準を明確にすべきである。	
362	高層のマンションやオフィスビルでは、屋上は室外機、非常用発電機などで占められ、付近の高層建築の日影も影響し、太陽光発電設備を設置できる面積やその効果が著しく限定される。設置効率を最大限に高め、制度の目的を達成するためには、「延べ床面積」ではなく、「建築面積」の大きさを用いて、大規模建築物の主要な対象基準とするよう再検討すべきである。	大規模建築物の屋上には室外機等の設置や屋上緑化等により太陽光発電の設置スペースが限られていることを考慮し、基準量の算定にあたっては、①建築面積の5%、または②建築面積から、室外機等の設置や屋上緑化により太陽光パネルの設置が困難な部分を除外した面積のいずれか小さい方の面積を採用することとしております。
363	大規模建築物向け制度について、太陽光発電の設置基準量は、「建築面積から、設備機器の設置に必要な面積や緑化・日陰など太陽光パネルの設置が困難な部分の面積を除外した面積」のみで問題ない。「建築面積の5%」の根拠は意味不明である。	なお、建築面積の5%は、太陽光発電を導入している大規模建築物の多くが、建築面積の5%程度のスペースに太陽光発電を設置していたとの先行都市の調査結果や、上記のとおり大規模建築物の屋上は太陽光発電の設置スペースが限られている点等を踏まえ、設定したものです。
364	都市部の大規模建築は、緑地面積の確保等から屋上緑化を選択する場合があるが、屋上緑化のスペースと太陽光パネル設置の義務化が重なることは、建築主・事業者に過度な負担を強いることになる。市は、「杜の都」の緑化推進政策との整合性を保つため、パネル設置義務の算定面積において、緑化義務によって確保した屋上スペースを設置可能面積から免除すべき。	
365	大規模建築物は建築主に直接義務が課されるが、南側に高層建築物が建った場合など、発電しにくい環境に変化するリスク、火災や水害時の感電リスク、真夏に高温になったパネルが夜になんでも熱を持ち、ヒートアイランドにつながること、新たなエネルギーの普及によって設置したパネルの必要性が薄まるケースなど、後々、そのような事態になった際に市として責任を取れないのであれば、設置について義務を課すべきではない。	本制度は、市民や事業者の皆様にご負担をおかけする側面はあるものの、脱炭素社会の実現に向けて必要な施策であると考えております。また大規模建築物の建築主には、一定量以上の太陽光発電の設置を義務付けますが、過大な義務量とならないよう配慮しております。対象となる建築主の皆様には、制度の意義や必要性についてご理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、引き続き丁寧な周知に努めてまいります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
366	大規模建築物向け制度における（参考）対象建築主の取り組みイメージ①では、中小規模の共同住宅と同様、一戸当たり2kWで計算すべき。 意味のない「上限値」は必要ない。	大規模建築物向け制度では、建築主に対して、建築面積に応じた設置基準量以上の太陽発電の導入を義務付けております。建築面積が大きい又は小さい建物は、設置基準量が過大又は過小となるケースも想定されるため、義務とする設置基準量の上限値・下限値を設けていますが、今後の運用にあたっては、少しでも多くの太陽光発電を導入いただけるよう、対象となる建築主に働きかけてまいります。
367	建築確認の申請前に計画書を提出することだが、建築主が太陽光設置を望まない場合の救済措置はあるのか。	中小規模建築物向け制度では、対象事業者が新築する全ての建物に太陽光発電の導入を求めるのではなく、設置しない建物の建設も可能とするなど、柔軟な仕組みとしています。また、大規模建築物向け制度においても、過大な義務量とならないよう配慮するとともに、パネルの設置が難しい場合の代替措置を設けているところです。 本市としましては、対象となる建築事業者や建築主に、制度の意義や太陽光発電のメリット等について理解いただき、積極的に取り組んでいただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。
368	集合住宅、事務所等の事業系建築物の場合、対象事業者と非対象事業者で太陽光設置有無による、建設費競争において不利になること、建築主が太陽光設置を希望しない場合の考慮が欠けているのではないか。	
369	太陽光発電設備は、本来、屋根の面積と向き、勾配、日陰、そして最も重要な経済的な回収見込みを詳細なシミュレーションで判断し、個別に設置の是非を住宅購入者が決定すべきである。市は、非効率な設置計画を増加させないよう、義務化基準に「日照条件に基づく経済回収見込み」を判断基準として組み込み、非効率な設置を防ぐための客観的な指標を設けるべきである。	太陽光発電の導入にあたっては、ハウスメーカー等とよく相談のうえ、建物屋根の形状や面積、日照条件、コスト等を総合的に勘案し、最適な導入量を検討することが重要と考えております。制度の運用にあたっては、住宅を購入する市民の皆様に対し、こうした留意点を分かりやすく周知し、効果的な導入につなげてまいります。
370	太陽光発電設備の設置を優先するあまり、事業者が既存の庭木や街路樹を剪定・伐採したり、本来緑化に充てる予定だったスペースをパネル設置に転用したりする懸念がある。仙台市が長年築き上げてきた「杜の都」のブランドイメージは、市民の財産であり、緑の喪失や無機質なパネルの景観増加につながらないよう、緑化条例と景観ガイドラインの遵守をこれまで以上に厳格化すべきである。	脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及を一層加速させる必要がありますが、一方で都市のヒートアイランド対策等にも資する緑化の推進も重要であると認識しております。本制度の検討にあたっては、緑化の担当部署を含め、関係課と連携・調整を図りながら進めており、引き続き「杜の都」の良好な環境を次世代へと確実に継承できるよう、連携して取り組んでまいります。
371	緑地喪失と効率低下を防ぐため、設置場所は屋根面に限定るべきである。設置場所の優先順位を「屋根面」に限定し、地上の緑地を代替地にしないよう厳格に指導すべきである。	
372	ビル群のシンガポールのダウンタウンはビルの屋上や至る所で緑を作り、気温低下を作っている。ビルの屋上にソーラーパネルを置いて電気を作るよりも効率が良いと思う。	
373	「ソーラーカーポート等、敷地内の設置も可」としているが、これが設置義務を果たす建売住宅に適用されると、市で推進している緑地確保の機会喪失と発電効率低下を招く懸念がある。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
374	太陽光パネルの技術開発が進んでおり、窓やガラス、ドアなどにも貼れるような非常に薄いパネルが開発されているが、屋根だけが対象なのか。	本制度では、ペロブスカイトや壁面・窓面等に設置するような新しい技術を含めて太陽光発電の導入を促進することとしており、引き続き技術開発の動向等を注視しながら、普及促進を図ってまいります。
375	ペロブスカイト等のコストや環境負荷が小さい新技術が確立すれば導入検討もできると思われる。	
376	制度に賛成する。また、ペロブスカイトや、ガラス発電の実証実験なども小規模でも実施し、広報、周知していただけないと今後の種まきになるかと思うので、検討していほしい。	
377	太陽光発電には、ペロブスカイトや壁面・窓面等に設置するような新しい技術を含むとあるが、壁面・窓面などに設置することを念頭に置くなら、その面積で算出が必要である。	大規模建築物向け制度では、現時点で、一般的に太陽光発電が屋上に設置されることを想定し、建築面積に応じて基準量を算出することとしております。仮に壁面や窓面などに太陽光発電を設置した場合、屋上に設置した場合と同様に、設置した出力で、基準量に対する適合状況を確認することとなります。今後、技術の普及状況等を踏まえ、必要に応じて基準量の算出方法の見直しも検討したいと考えております。
378	代替措置として地中熱等の設備の導入が示されているが、導入費用は太陽光発電と同等なのか。費用が高い場合、代替措置としての実効性が低くなるのではないか。	地中熱設備は、現状、まだ費用が高く、普及が十分に進んでいないとは言えない状況ですが、再生可能エネルギーの1つであることから、施主の希望等で導入した場合には、太陽光発電設備導入の代替として見なすこととしております。
379	太陽光発電以外の再エネ設備の中に風力発電があるが、なぜ騒音問題や景観への影響、海洋生物への影響等問題が上がっており、かつ、海外製がほとんどである風力発電を対象にするのか。森林破壊をするメガソーラー同様に、環境を破壊して環境を守ることがないように十分に議論し決定してほしい。	国や県によるこれまでの調査結果や、本市の自然環境、地理的特性を踏まえると、風力発電の導入可能性は非常に低いと見込んでおります。一方、本制度では、大規模建築物における代替措置をできるだけ幅広く設定するため、風力発電も含めたところですが、建築物に附属するものであり、ご指摘のような大規模な風力発電は想定しておりません。
380	大規模建築物向け制度における代替措置の③再エネ電気・証書の調達に関して、調達先の斡旋を仙台市が行うということはあるか。また調達期間の原則20年はどういうように担保されるものか。	現時点で、本市が調達先を斡旋することまでは考えておりません。調達期間の担保については、契約の書類等を提出いただくことが考えられますが、今後詳細を検討してまいります。
381	対象建築主が過去に新築等した市内の既存建築物に、新たに太陽光発電設備等を設置する場合、導入量に計上可とするはあるが、既存の建物を含むのはおかしい。再エネ導入の阻害要件になる。	本制度の検討にあたりデベロッパー等と意見交換を行った際、高さが60mを超えるなど物理的に太陽光発電を導入できない事例があるため、代替措置を設けてほしいというご意見が複数あったことから、本制度では、先行都市の事例を踏まえつつ、市内の既存建築物への設置や再エネ電力の調達等を、代替措置として設けたところです。なお、再エネ電力の調達は市内の再生可能エネルギー拡大には直接つながらないため、その他の手段による対応が困難な場合のみ適用できることとしており、「設置したくない」ことを理由とする運用は想定していません。今後、頂いたご意見も踏まえながら、実効性を確保できるよう適切な制度設計を進めてまいります。
382	大規模建築物の代替措置について、③再エネ電気の調達のケースで、単に太陽光発電設備を設置したくない場合でも認められるのか。また再エネ電気の調達が認められた場合、その後に再エネ電気の契約を解約しても条例違反とはならないと理解してよいか。だとすれば義務化自体意味がない。	
383	大規模集合住宅の場合には住民に選択権がないものと思われる。仮に再エネ証書で対応するとなつた場合に購入価格がどの程度引き上げされるのか説明が必要である。	

#### 4 報告書の提出、公表・評価・表彰等に関するもの（13件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
384	大規模建築物向け制度について、建築確認申請の前に計画書を提出するとあるが、具体的にいつ頃までに提出が必要なのか。また事前相談のフロー等はあるのか。	中間案の本編p. 65に示すとおり、確認申請の21日前までに提出いただくこととしております。事前相談のフロー等については今後整理のうえ、周知してまいります。
385	省エネ基準の前倒しとの計画だが、確認申請時の省エネ申請と同一申請で済ませるようにしてほしい。条例による別申請では、設計者の負担が増えるばかりで建設行為自体が停滞する懸念がある。	本制度に係る報告書等を提出していただく必要がありますが、事業者の皆様の負担軽減を図るため、詳細な図面の提出は不要とするなど、可能な限り簡素化を図ってまいります。
386	温室効果ガス削減策として、自然エネルギーの導入推進・高断熱化促進は大いに賛成だが、罰則規定のない推奨制度は効果に疑問がある。	本制度では、太陽光発電の導入促進という本来の目的に鑑み、罰則規定は設けないこととしておりますが、実効性を担保するため、対象事業者の取り組み結果を公表することで、その取り組みを促すこととしております。また、積極的に取り組む事業者は評価・表彰する仕組みとしており、できるだけ多くの事業者に太陽光発電の導入や断熱化に取り組んでいただけるよう、後押しをしてまいります。
387	中小規模建築物向け制度の公表のイメージについて、事業者名が【A社、B社、C社】となっているが、実際は事業者名がそのまま記載されるということか。	公表の詳細な内容は今後検討してまいりますが、制度対象となる建築事業者や建築主の具体的な名称を公表することを想定しております。
388	大規模建築物向け制度の公表イメージでは、建築物の名称が示され、対象となる建築主の名称が示されていないのはなぜか。	
389	結果を公表することによりハウスメーカーが特定されてしまう。	本制度により再生可能エネルギーの導入を加速するためには、何らかの実効性の担保が必要と考えており、対象事業者の取り組み結果を公表することにより、事業者の自主的な取り組みを促すこととしております。なお、公表する情報は、対象事業者ごとの太陽光発電導入量の合計値や省エネ・断熱基準の達成割合などの統計的なデータであり、個別の戸建住宅等が特定されるような情報は公表いたしません。
390	「報告・公表等」の公表イメージにおいて、その他の取り組みとして「県産材の利用」とあるが、仙台市の木材を使うことを後押しする意味でも「仙台市産材の利用」とした方が良いのではないか。	本制度では、対象事業者が、自社の環境配慮の取り組みをアピールできるよう、太陽光発電の導入や断熱以外の取り組みも報告できることとしております。その一例として「県産材の利用」を挙げていますが、今後の周知にあたってはご指摘の点も踏まえ、表現を検討してまいります。
391	評価とは具体的にどういったものか。	本制度では、太陽光発電の導入や省エネ・断熱に係る誘導基準をクリアした場合には評価を行うこととしており、具体的には、中間案の本編p. 20の公表イメージに示すとおり、誘導基準をクリアした項目については★印をつけ、積極的に取り組む事業者が一目でわかるように公表することを想定しております。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
392	特に優れた取り組みを行った事業者を表彰するとしているが、特に優れた取り組みのイメージを教えてほしい。	表彰事業者の選定基準等については今後検討してまいりますが、太陽光発電の導入量や断熱の取り組み状況に加え、その他の環境配慮の取り組みも考慮し、選定することを想定しております。今後、いただいたご意見も踏まえながら、様々な観点で環境配慮に積極的に取り組む事業者を表彰できるよう、検討してまいります。
393	事業者の取り組みを後押しする、表彰制度も素晴らしいと思う。	
394	やる気のある会社はほめる。	
395	環境性能も重視する（地元の木を使う。ライフサイクルコスト、シックハウス対策、EV対応ほか）。	
396	義務化の対象外となる地元の中小工務店にも陽の目があたり、競争上の不利にならないような制度設計が必要と思う。表彰制度等も検討されているが、表彰対象には中小工務店が加えられるよう、建築規模に段階性を持ちいて、表彰していくことが望まれる。また、対象外事業者にも選択的な支援策や情報提供を行うことで、市場全体の健全な競争環境を維持し、普及の加速と技術革新を促進することが期待される。	本制度では、義務対象とならない建築事業者も任意での参加を可能とするとともに、優れた取り組みを積極的に表彰し、先進事例として共有・発信する仕組みとしております。いただいたご意見も踏まえながら、地元の中小工務店を含め、できるだけ多くの事業者に太陽光発電の導入や断熱化に取り組んでいただけるよう、後押しをしてまいります。

## 5 シミュレーション結果に関するもの（20件）

No.	ご意見の概要	本市の考え方
397	太陽光発電のコスト回収について11年～13年とあるが、太陽光パネルの耐用年数を考慮していないと思われる。	太陽光パネルの寿命は一般的に25～30年とされており、十分な経済的メリットがあると試算しております。
398	太陽光パネルは何年使えると想定しているのか。	
399	本制度はPPAやリースも対象としているが、コスト試算では自己保有による買取のみ例示されており、自己保有による設置が前提となっているように見受けられる。施主が公平に選択できるようにPPAやリースで導入した場合でのコスト試算も提示いただきたい。また条例・規則でもPPAやリース等の位置づけを明確にしてほしい。	中間案では、買取による自己保有の場合のコスト試算を示しておりますが、初期費用がかからないPPAやリースについても、今後コスト試算をお示しできるよう工夫して参ります。 また、本制度では、太陽光発電の導入手法を限定することなく、自己保有、PPA、リースなど様々な手法で導入を促進することとしております。条例・規則に導入方法を規定する予定はございませんが、今後の周知にあたっては、市民・事業者の皆様が安心して選択できるよう、それぞれの導入方法の違いやメリット等について、分かりやすく発信してまいります。
400	太陽光発電設備の導入に関しては、「買取モデル」によるコスト試算が中心となっており、PPAやリース方式については「導入も可能」との記載にとどまっている。これらの方針についても、買取モデルと同様に具体的なコスト試算やメリット・デメリットを提示し、施主が公平に選択できるようにしてもらいたい。	また、補助制度の検討にあたっても、導入方法を限定せず、検討してまいります。
401	PPAやリース方式は初期導入費用を抑えられる有効な手段であり、施主にとって導入しやすい選択肢であるため、これらの方針が制度上どのように評価され、補助制度の対象となるかを明記することで、施主・事業者双方が安心して選択できる環境を整えてほしい。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
402	施主が太陽光発電設備の選定や導入方式を判断する際に、制度の内容や選択肢の違いを正しく理解できるよう、行政からの情報提供を充実させてほしい。導入方式ごとの比較や事例紹介、補助金の適用条件などを分かりやすく提示することで、制度の実効性と市民の納得感が高まると考える。	本制度では、太陽光発電の導入手法を限定することなく、自己保有、PPA、リースなど様々な手法で導入を促進することとしております。今後の周知にあたっては、市民・事業者の皆様が安心して選択できるよう、それぞれの導入方法の違いやメリット等について、分かりやすく発信してまいります。 また、補助制度の検討にあたっても、導入方法を限定せず、検討してまいります。
403	住宅購入は人生の大きな決断であり、太陽光発電の導入方式によって将来の光熱費や契約内容が大きく変わる可能性がある。制度の説明資料や事業者からの説明において、各導入方式の違いや注意点を分かりやすく施主に伝える工夫を求める。	
404	FIT制度では10年目以降に売電単価が下がる認識だが、シミュレーションで示されたグラフでは変化がないように見えるが、なぜか。	国は、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）について、コスト回収期間の短縮化を図るため、本年10月から、当初の4年間を高く買取り（今年度は24円/kWh）、残りの5年目～10年目は買取価格を低く抑える（今年度は8.3円/kWh）新たな仕組みを導入しています。 FIT終了後の一般的な買取価格は、FIT期間の5年目以降の買取価格と同程度又は高いことから、コストシミュレーションでは、FIT期間の5年目からFIT終了後を含めた30年目までを低い買取価格である8.3円/kWhとして試算しております。
405	太陽光発電の経済性を「FIT期間の4年」と「FIT期間の5年目から30年目まで」という期間で試算しているにもかかわらず、「FIT期間（10年間）終了後の21年間（11年目～30年目）」単独の収支を意図的に提示していない点は、極めて不透明で不適切である。	
406	30年で約108万円のコストメリットとあるが、断熱による効果を除いた太陽光発電のみのメリットはどれくらいで見込んでいるのか。	断熱による効果を除いた太陽光発電のみのコストメリットは、30年で約91万円と試算しております。
407	太陽光発電導入・高断熱化によるコストメリットを30年間で約108万円と試算しているが、太陽光のみでのコストメリットは大きくなはないのではないか。	
408	コストシミュレーションにおけるローンの借り入れ条件が非現実的なため、再試算が必要である。金利上昇や物価上昇、売電単価の減額などの要素を加味して再試算するべき。	中間案にお示ししているコストシミュレーションは、現時点でのデータを基に行ったものです。電気料金や金利など今後の情勢の変化により変動する場合があることから、今後も定期的に最新のデータを確認しながらシミュレーションの見直しを行い、その結果を丁寧に周知してまいります。
409	経済性シミュレーションのグラフは、太陽光発電の経済的メリットを不当に強調して表現しており、客観的な判断を阻害する不適切な資料である。また、ローンの返済は35年間続くので、30年時点でのコストメリットで表示するのも不適切である。	
410	市は、設置を義務付ける以上、将来の費用負担を軽減するための具体的な支援・保証策（例：更新費用補助金、リサイクル費用積み立て制度への優遇）を早期に明確にし、設置後のライフサイクルコストに関する市民の不安を解消すべきである。	太陽光発電の導入により、住宅価格全体は増加するものの、太陽光パネルの寿命が長いことを踏まえると、パワーコンディショナーの更新費用やパネルの廃棄費用を加味した場合でも、十分な経済的メリットがあると試算しております。今後もこうした点を分かりやすく発信するなど、市民の皆様の不安を払拭し、ご理解いただけるよう取り組んでまいります。 また、コスト試算において、パネルの廃棄費用は、事業者への聞き取りにより20万円を見込んでおりますが、今後の動向等を踏まえながら、適宜、シミュレーションの見直しを行ってまいります。
411	太陽光パネルを廃棄する際の費用が今後高額になっていくのではないかと思っている。パネルの廃棄費用はコスト試算にどのように見込まれているのか。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
412	家を建てて15年～20年ぐらいすると屋根の塗り替えやふき替えが必要となり、一旦、太陽光パネルを取り外す必要があると思うが、そのような費用はコストシミュレーションに含まれているのか。	屋根の塗り替えや葺き替えは、屋根の状況等によって施工方法等が異なることから、コストシミュレーションには含めておりません。
413	太陽光は天候のほか、設置する地域でも効果が違うので、地域差も反映したシミュレーションも示すとより具体的になると考える。また、メンテナンスを適切に行うとより効果が増すことも明記したほうがより具体的に感じると思う。	太陽光発電による発電量は、地域によって差があることから、コストシミュレーションでは、一般社団法人環境共創イニシアチブが公表する宮城県における年間平均発電量をもとに試算をしております。また、太陽光発電の適切なメンテナンスは、安定的な発電や安全性の確保のうえでも重要であることから、現在も市ホームページを通じて周知しております、今後も丁寧にお知らせしてまいります。
414	パネルを設置しても、製造のCO2排出や天候の影響を考えると、どれほど効果があるのか分からぬ。仙台の気候条件を踏まえた現実的な削減効果や費用対効果を、きちんとデータで示してほしい。	
415	本制度によるCO2削減効果として4.2万トンの効果があるとのことだが、太陽光パネル製造時の排出も含めて試算しているのか。削減目標としてみるのであれば、製造時の排出も含めて試算すべきではないか。	本制度によるCO2削減効果は、太陽光パネルの発電による削減効果のみで算定しています。国によれば、太陽光発電の製造時も含めたライフサイクル全体のCO2排出量は、火力発電と比較して1/10以下とされており、現状、電気の約7割が火力発電によるものであるため、パネルの製造時を加味したとしても、十分なCO2削減効果があるものと考えております。
416	太陽光発電による温室効果ガスの削減効果は、仙台市の家庭部門の概ね2割としているが、その具体的な算定根拠が明らかでなく、かついつの時点で達成されるのか、見通しもはつきりしない。	本制度によるCO2削減効果は、仮に2027年度から2030年度までの4年間の効果として試算した場合、約4.2万トンと見込まれ、これは、2030年度の温室効果ガス削減目標に向け、市の施策により家庭部門で18万トンの削減を目指しているところ、その2割に相当するものでございます。試算の詳細な条件は、中間案本編のp.41に示しておりますので、ご確認ください。

## 6 その他のもの (23件)

No.	ご意見の概要	本市の考え方
417	市民に義務を課す前に、大規模太陽光発電事業（メガソーラー）の規制強化を行うのが筋である。秋保地区で計画されている巨大な開発では、森林伐採による土砂災害や水質汚染への懸念が現実の問題として浮上している。それにもかかわらず、市は条例改正による歯止めをかけようとしていない。福島市など他都市が既に条例で規制を設けていることを踏まえ、仙台市も速やかに対応すべきである。	大規模な森林伐採を伴うメガソーラーについては、自然環境や生活環境等への影響が大きいことから、本市では、これまで段階的に環境アセスメント手続きの厳格化を重ねるなど、事業の抑止を図ってまいりました。本年9月には、さらなる抑止を図るため、立地自粛を強く求める新たな指導方針を策定したところです。引き続き、さらなる手続きの厳格化に向けて、関係条例の見直しを視野に入れながら幅広に検討を行ってまいります。 一方、脱炭素社会の実現は待ったなしの状況であり、また2030年度の温室効果ガス削減目標を確実に達成するためにも、建築物の屋根等を活用し太陽光発電の導入を推進する本制度のできるだけ早期の実施が必要と考えております。
418	現在、秋保地区で相当規模の林地開発を伴うメガソーラーが計画されており、仙台市は反対を表明しているようだが、それに対する実効性のある施策が見えない。降雨時等における敷地内土砂の流出防止（山間地域の災害防止）や周辺景観への配慮等を求めるには条例を制定して、適切な地域に適切な施設を設置するよう誘導する必要があると思う。条例の裏付けがあつてこそ行政指導が生きる。	
419	山林伐採を伴う大規模なメガソーラー事業をしっかりと規制することが先だと思う。秋保地区などで自然破壊や災害リスクが問題視されている。まずはそうした計画に歯止めをかける条例を整備し、市民の信頼を取り戻してから家庭への義務化を検討すべき。	
420	メガソーラーを作る、処分する時のCO2はどうぞどか。仙台市だけでなく国や世界規模で見た時にそういった観点も大切なのはと考える。	
421	これまでの大規模太陽光事業では、事業者情報が不透明なケースがあり、市民が不安を感じている。事業者の責任体制や安全管理の情報を市がしっかりと確認し、公開する仕組みを作ってもらいたい。	本市では、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例に基づき、大規模太陽光発電事業の事業者に対し、事前に計画届出等の手続きを課し、安全管理の体制等について確認する仕組みとしています。引き続き本条例を適切に運用し、市民の皆様の安全・安心な生活環境と調和した太陽光発電事業の普及促進を図ってまいります。
422	太陽光発電販売設置業者は開業する際の規制がほとんどないことから乱立しており、中には強引な売り方をする悪質業者も多数報道されているので、業界の規制を検討すべき。	本制度は、ハウスメーカー等に一定の取り組みを義務付けるものであり、住宅を購入する市民の皆様は、ハウスメーカー等を通じて、太陽光発電を導入するものと認識しております。また、本市において業界の規制を行うことは困難ですが、市民の皆様からご指摘のようないきなりの取扱いが相談があった際には、関係部局とも連携しながら注意喚起を行うなど適切に対応してまいります。
423	エネルギーの自給を進めるためにとてもよい制度だと思う。より、安価に市民が太陽光発電を導入でき、メリット享受できるよう、共同購入制度も引き続きセットで継続し、広報にも力を入れてほしい。	脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の導入を強力に推し進める本制度は必要と考えておりますが、市民の皆様の負担を軽減し、さらなる導入を後押しするための施策や、太陽光パネルで発電した電気を有効に活用するための周知啓発も重要と考えております。いただいたご意見も踏まえながら、引き続き効果的な施策について検討してまいります。
424	制度に賛成する。エコキュートの太陽光発電の電気を利用した昼の湯沸かしについても啓発や、導入促進施策を希望する。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
425	脱炭素、光熱費の高騰対策、地域のエネルギー循環としても制度の推進を希望する。また、電気自動車の普及もセットにしてほしいので、EV充電コンセントの設置についても新築時に住宅、集合住宅、その他施設も含めて推進する施策をとってほしい。	本制度は、脱炭素社会の実現に向けて必要な施策と考えておりますが、市民や事業者の皆様に一定の負担をおかけする側面もあり、電気自動車の充電コンセントの設置までセットで義務付けることは難しいと考えております。 一方、運輸部門からの排出削減を進めることは重要であることから、事業者を対象にクリーンエネルギー自動車の導入に対して補助を行っているほか、事業者と連携した電気自動車のシェアリングサービスにより、市民の皆様が電気自動車をご利用いただく機会の創出などにも取り組んでいるところです。今後も、環境にやさしい交通手段の利用が選択されるよう取り組みを進めてまいります。
426	国へ、国全体での太陽光発電設備設置義務化への働きかけをしてほしい。	国への働きかけについては、今後、本制度の運用で得られる成果や課題等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。
427	事業所や個人の再生可能エネルギーの利用は、其々の価値観によるものと考える。科学的根拠を示さないまま、市が補助金を前面に押し出し進めることができ、市の政策として妥当なのか疑問。補助金としての税金の公平・公正な使い方に値するのか説明が必要だと考える。	脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入が不可欠であることから、その促進のための補助を行うことは施策として適切なものと考えております。
428	今回の建造物対象の制度の他に、農地を利用したソーラーシェアリング推進の制度導入を希望する。	脱炭素社会の実現に向けては、様々な施策を講じて再生可能エネルギーの導入を推進していく必要があると認識しております、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
429	説明会ではどのような質問や意見が多かったのか。	補助金や支援制度に関するご要望やご質問が複数あつたほか、本制度の公表時には企業名や建築主の名称は公表されるのかといったご質問や、太陽光発電の設置が除外可能な建物に関するご質問などがありました。
430	そもそも大前提として本当に温暖化しているのか疑問である。地球の歴史で見た場合、暑い時期もあれば寒い時期もあるのは当然。太陽の活動や二酸化炭素以外の影響を十分に考慮しているのか。近年のアスファルト化やコンクリートのビル、エアコンの室外機などによる照り返しやヒートアイランド現象の影響で、観測地点周辺によっては不正確な数値が出ることも容易に考えられる。	国際的な専門機関である「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が2023年3月に公表した最新の報告書では、科学的なデータをもとに、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」とし、「極端な暑熱や強い降水の増加、森林火災の発生、農作物の生育不良など、人為的な気候変動により広範な悪影響が生じている」とされています。また、「温暖化を1.5°C又は2°Cに抑えるには、この10年間に全ての部門において、急速かつ大幅な温室効果ガスの排出削減が必要」とされています。 近年の猛暑や自然災害の頻発など地球温暖化の影響が深刻化する中、本市としましても、様々な施策を講じて市域の温室効果ガス削減に取り組んでまいります。
431	そもそも本当に二酸化炭素が悪者なのか疑問である。温暖化の原因と言及されている二酸化炭素を吸収して植物は育つが、二酸化炭素が減れば植物の成長が阻害され、二酸化炭素の吸収量が減るのではないか。	
432	地球の気候は数百年から数千年、更にそれ以上の周期について変化することが学術的に明らかになっており、これらを考慮しないと政策が間違う恐れがある。また都市の気温は、測定場所や方法、期間や時間により大きく差異がある。日本各地の豪雨被害は、安直に感じられるように気候変動に関係づけられているが、近年の山の急激な変化、更に映像報道の影響で国民が思い込みをしていることも否めないと思う。歴史、地学、地質、物理など科学的な評価による判断も必要だと思うが見解を求める。	

No.	ご意見の概要	本市の考え方
433	二酸化炭素がどのように作用し、地球環境に影響を及ぼすのか、化学、物理他真実の理論で説明する必要があると考える。二酸化炭素は植物の成長に関係し、植物の成長に無くてはならない要素である。また、比重が空気より重く地上近くに存在し、多くが風により流されて太平洋上に流出し、海中のプランクトン、魚の餌となり豊かな海づくりに欠かせない要素にもなっている。	二酸化炭素は植物の光合成に不可欠な要素であり、海洋生態系にも一定の役割を果たしています。また二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から放射された赤外線を吸収し、地球表面温度を高める効果があり、この温室効果によって、地球の平均気温は、多くの動植物が生きていくのに適した約14度に保たれています。このため、温室効果ガスはなくてはならない存在でもあります。産業革命以降の社会経済活動により、大気中に大量の二酸化炭素が排出されたことで、温室効果が強まり、地球環境に影響を及ぼしていることが課題となっています。
434	この施策で地球の温暖化をどれだけ防げるのか明記されていない。この施策によって自治体と納税者がいくら投資し、その結果、宮城の気温と世界の気温が何度下がり、どんな経済効果が期待できるのか、データを示して欲しい。	地球温暖化は地球規模の課題であり、本制度によるCO2削減が地球の気温の低減にどの程度寄与するかについては、現時点での具体的な計算方法は把握しておりませんが、こうした取り組みの一つ一つが脱炭素社会の実現に必要であると認識しております。また、エネルギーの地産地消を進めることは、域外へのエネルギーコスト流出を抑制するとともに、設備の設置等に地元の施工業者が関わることで地域経済の活性化にもつながると考えております。
435	「気候変動」「温暖化ガス」の地球環境への影響は、日本、宮城県、仙台市でこの政策で対応してどれだけの効果があるのか。費用対効果を数値で示す必要があると思う。金が動くわけであり、定性的な説明は極力避けるべきだと考えるが、どのように考えているのか。	本制度による温室効果ガスの削減効果は、仮に2027年度から2030年度までの4年間の効果として試算した場合、約4.2万トンと見込んでおります。温室効果ガスを削減し、地球温暖化やこれを起因とした気候変動を抑制するためには、こうした取り組みの一つ一つが必要であると認識しております。
436	2020年、当時の菅首相がパリ協定を受け「2050年カーボンニュートラル(CN)宣言」により国内外に表明し、その翌年、「第6次エネルギー基本計画」を閣議決定した。この時の目標値がそれまでのフォーキャストではなく、バックキャストにより、理想とする目標値から2030年の二酸化炭素(CO2)削減目標を決めた。これは現実からの差異が大きくなり、実行の難易度が高まり計画通りに進まないというデメリットがあると言われている。これについての市の考え方を示してもらいたい。	国は、「パリ協定」に基づき、国際社会の一員として「2050年カーボンニュートラル」を目指し、各般の取り組みを進めていくという考え方のもと、バックキャストの視点を取り入れて2030年度の温室効果ガス削減目標を設定したものと認識しております。本市においてもこうした国の方針の下、様々な策を講じながら脱炭素施策を進めていくべきと考えております。なお、国が2024年10月に国連に提出した最新の温室効果ガス削減状況報告書では、2030年度排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて順調に進捗していると評価されています。
437	既存の緑化義務の実効性確保のため、緑化計画書の提出と事後報告を義務化すべきである。	いただいたご意見は、所管部署にお伝えいたします。
438	市は、義務化の対象となる建築事業者に対し、太陽光発電設備の設置状況の報告だけでなく、既存の緑化義務の遵守状況についても、抜き打ちでの実地調査や検査を行うことを明確にすべきである。	本制度において、緑化の遵守状況等を調査することは困難ですが、いただいたご意見は、所管部署にお伝えいたします。
439	エネルギーと環境、経済の面で、水道の再公営化と同じく、東北電力も再公営化すべきである。再公営化によって株主に配当する必要が無くなるので電気料金は下がり、下請け業者の競争力や効率化が促進され、より安定したエネルギー開発への投資が促進され、市民の生存に欠かせないエネルギーの問題に正面から向き合うことが可能になる。	ご意見として承りました。